

昭和三十四年政令第三百六号

危険物の規制に関する政令

内閣は、消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第三章の規定に基き、及び同法同章の規定を実施するため、この政令を制定する。

目次

第一章 総則（第一条～第五条）	第二章 製造所等の許可等（第六条～第八条の五）	第三章 製造所等の位置、構造及び設備の基準（第九条）
第一節 製造所等の位置、構造及び設備の基準	第二節 取扱所の位置、構造及び設備の基準	第二節 消火設備、警報設備及び避難設備の基準
貯蔵所の位置、構造及び設備の基準（第十一条～第十六条）	取扱所の位置、構造及び設備の基準（第十七条～第十九条）	貯蔵所の位置、構造及び設備の基準（第二十条～第二十二条）
第三節 運搬及び取扱の基準（第二十三条）	第四節 雜則（第二十四条～第二十七条）	第三節 運搬及び取扱の基準（第二十八条～第三十一条）
第五章 第一章 危険物保安統括管理者（第三十二条の三）	第六章 危険物保安監督者、危険物取扱者及び危険物取扱者免状（第三十三条～第三十五条の二）	第五章 第二章 緊急時の指示（第三十九条の二・第三十一条）
第七章 危険物施設保安員（第三十六条）	第八章 予防規程（第三十七条）	第八章 雜則（第四十条～第四十二条）
第九章 自衛消防組織（第三十八条・第三十八条の二）	第十章 映写室の構造及び設備の基準（第三十一条）	第十章 緊急時の指示（第三十九条の二・第三十一条の三）
第十一章 緊急時の指示（第三十九条の二・第三十一条の三）	附則 第一章 総則（品名の指定）	附則 第二章 総則（品名の指定）

第一条の三 法別表第一備考第一号の酸化力の潜在的な危険性を判断するための政令で定める試験は、粉粒状の物品にあつては過塩素酸カリウムを標準物質（試験の対象である物品をいう。以下同じ。）と比較するための基準によるものは、塩素化けい素化合物とする。	2 法別表第一備考第一号の酸化力の潜在的な危険性を判断するための政令で定める試験は、粉粒状の物品にあつては過塩素酸カリウムを標準物質（試験の対象である物品をいう。以下同じ。）と比較するための基準によるものは、塩素化イソシアヌル酸ペルオキソ二硫酸塩類とする。
3 法別表第一備考第一号の酸化力の潜在的な危険性を判断するための政令で定める試験は、粉粒状の物品にあつては過塩素酸カリウムを標準物質（試験の対象である物品をいう。以下同じ。）と比較するための基準によるものは、次とのおりとする。	4 法別表第一備考第一号の酸化力の潜在的な危険性を判断するための政令で定める試験は、粉粒状の物品にあつては過塩素酸カリウムを標準物質（試験の対象である物品をいう。以下同じ。）と比較するための基準によるものは、ハロゲン間化合物とする。
5 法別表第一備考第一号の酸化力の潜在的な危険性を判断するための政令で定める試験は、粉粒状の物品にあつては過塩素酸カリウムを標準物質（試験の対象である物品をいう。以下同じ。）と比較するための基準によるものは、アリルオキシ一一三エボキシプロパン（危険物の品名）とする。	6 法別表第一備考第一号の酸化力の潜在的な危険性を判断するための政令で定める試験は、粉粒状の物品にあつては過塩素酸カリウムを標準物質（試験の対象である物品をいう。以下同じ。）と比較するための基準によるものは、硝酸グアニジンとする。
7 法別表第一備考第一号の酸化力の潜在的な危険性を判断するための政令で定める試験は、粉粒状の物品にあつては過塩素酸カリウムを標準物質（試験の対象である物品をいう。以下同じ。）と比較するための基準によるものは、クロム、鉛又はよう素の酸化物とする。	8 法別表第一備考第一号の酸化力の潜在的な危険性を判断するための政令で定める試験は、粉粒状の物品にあつては過塩素酸カリウムを標準物質（試験の対象である物品をいう。以下同じ。）と比較するための基準によるものは、亞硝酸塩類とする。

第一条の四 法別表第一備考第二号の火炎による着火の危険性を判断するための政令で定める試験は、小ガス炎着火試験とする。	2 法別表第一備考第二号の火炎による着火の危険性を判断するための政令で定める試験は、前項の鐵管試験において試験物品が完全に裂けることとする。
3 法別表第一備考第二号の火炎による着火の危険性を判断するための政令で定める試験は、前項の小ガス炎着火試験において試験物品が十秒以内に着火し、かつ、燃焼を継続するところとする。	4 法別表第一備考第二号の引火の危険性を判断するための政令で定める試験は、セタ密閉式引火点測定器により引火点を測定する試験とする。
5 法別表第一備考第一号の衝撃に対する敏感性を判断するための政令で定める試験は、粉粒状の物品にあつては過塩素酸カリウムを標準物質とする。	6 法別表第一備考第一号の衝撃に対する敏感性を判断するための政令で定める試験は、粉粒状の物品にあつては過塩素酸カリウムを標準物質とする。
6 法別表第一備考第一号の落球式打撃感度試験とは、標準物質とセルロース粉との混合物を鐵管に詰めて砂中に起爆し、鐵管の破裂の程度を観察する試験をいう。	7 法別表第一備考第一号の落球式打撃感度試験とは、標準物質とセルロース粉との混合物に落下させた場合に五十分の確率で爆発する高さから鋼球を落球式打撃感度試験とする。

<p>険物の移送については、配管及びこれに附する設備)によつて危険物の移送の取扱いを行ふ取扱所(当該危険物の移送が当該取扱所に係る施設(配管を除く)の敷地及びこれとともに一団の土地を形成する事業所の用に供する土地内にとどまる構造を有するものを除く。以下「移送取扱所」という。)</p> <p>四 前三号に掲げる取扱所以外の取扱所(以下「一般取扱所」という。)</p>
<p>第四条 削除</p>

<p>(タンクの容積の算定方法)</p>
<p>第五条 危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクの内容積及び空間容積は、総務省令で定める計算方法に従つて算出するものとする。</p>

<p>二 前項のタンクの容積は、当該タンクの内容積から空間容積を差し引いた容積とする。</p>
<p>三 前項の規定にかかわらず、製造所又は一般取扱所の危険物を取り扱うタンクのうち、特殊の構造又は設備を用いることにより当該タンク内の危険物の量が当該タンクの内容積を差し引いた容積を超えない一定量を超えることのないものの容量は、当該一定量とする。</p>

<p>(設置の許可の申請)</p>
<p>第六条 法第十一条第一項前段の規定により製造所、貯蔵所又は取扱所(以下「製造所等」といいう。)の設置の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を、同項各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める市町村長、都道府県知事又は総務大臣(以下「市町村長等」という。)に提出しなければならない。</p>

<p>一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名及び住所</p>
<p>二 製造所等の別及び貯蔵所又は取扱所における設置の許可の申請</p>

<p>三 製造所等の設置の場所(移動タンク貯蔵所にあつては、その常置する場所)</p>
<p>四 最大数量</p>

<p>五 指定数量の倍数</p>
<p>六 製造所等の位置、構造及び設備</p>

<p>七 第七条の四 法第十一条第七項(法第十一条の四第三項において準用する場合を含む。)の規定により、市町村長等は、次の各号に掲げる許可又は届出の受理をしたときは、当該各号に定める者に通報しなければならない。</p>
<p>(市町村長等の都道府県公安委員会等への許可等の通報)</p>

<p>八 製造所等の着工及び完成の予定期日</p>
<p>九 前項の申請書には、製造所等の位置、構造及び設備に関する図面その他総務省令で定める書類を添付しなければならない。</p>

<p>(変更の許可の申請)</p>
<p>第十一条第一項後段の規定により製造所等の位置、構造又は設備の変更の許可を受けたときは、その区分</p>

<p>二 総務大臣による前号に規定する許可又は届出の受理</p>
<p>三 公安委員会及び海上保安庁長官</p>

<p>四 第一項の規定による届出の受理</p>
<p>五 安委員会(当該許可又は届出に係る製造所等が海域に係るものである場合には、都道府県</p>

<p>六 市町村長又は都道府県知事による法第十一条第一項の規定による許可又は法第十一条の四第一項の規定による届出の受理</p>
<p>七 第八条の二 法第十一条の二第一項の政令で定める試験に適合すべきこととされる事項</p>

<p>八 第八条の二 法第十一条の二第一項の政令で定める試験に適合すべきこととされる事項</p>
<p>九 第八条の二 法第十一条の二第一項の政令で定める試験に適合すべきこととされる事項</p>

<p>十 第八条の二 法第十一条の二第一項の政令で定める試験に適合すべきこととされる事項</p>
<p>十一 第八条の二 法第十一条の二第一項の政令で定める試験に適合すべきこととされる事項</p>

<p>十二 第八条の二 法第十一条の二第一項の政令で定める試験に適合すべきこととされる事項</p>
<p>十三 第八条の二 法第十一条の二第一項の政令で定める試験に適合すべきこととされる事項</p>

<p>十四 第八条の二 法第十一条の二第一項の政令で定める試験に適合すべきこととされる事項</p>
<p>十五 第八条の二 法第十一条の二第一項の政令で定める試験に適合すべきこととされる事項</p>

<p>十六 第八条の二 法第十一条の二第一項の政令で定める試験に適合すべきこととされる事項</p>
<p>十七 第八条の二 法第十一条の二第一項の政令で定める試験に適合すべきこととされる事項</p>

<p>十八 第八条の二 法第十一条の二第一項の政令で定める試験に適合すべきこととされる事項</p>
<p>十九 第八条の二 法第十一条の二第一項の政令で定める試験に適合すべきこととされる事項</p>

<p>二十 第八条の二 法第十一条の二第一項の政令で定める試験に適合すべきこととされる事項</p>
<p>二十一 第八条の二 法第十一条の二第一項の政令で定める試験に適合すべきこととされる事項</p>

<p>二十二 第八条の二 法第十一条の二第一項の政令で定める試験に適合すべきこととされる事項</p>
<p>二十三 第八条の二 法第十一条の二第一項の政令で定める試験に適合すべきこととされる事項</p>

<p>二十四 第八条の二 法第十一条の二第一項の政令で定める試験に適合すべきこととされる事項</p>
--

<p>二十五 第八条の二 法第十一条の二第一項の政令で定める試験に適合すべきこととされる事項</p>
--

<p>二十六 第八条の二 法第十一条の二第一項の政令で定める試験に適合すべきこととされる事項</p>
--

<p>二十七 第八条の二 法第十一条の二第一項の政令で定める試験に適合すべきこととされる事項</p>
--

<p>二十八 第八条の二 法第十一条の二第一項の政令で定める試験に適合すべきこととされる事項</p>
--

<p>二十九 第八条の二 法第十一条の二第一項の政令で定める試験に適合すべきこととされる事項</p>
--

<p>三十 第八条の二 法第十一条の二第一項の政令で定める試験に適合すべきこととされる事項</p>

<p>三十一 第八条の二 法第十一条の二第一項の政令で定める試験に適合すべきこととされる事項</p>
--

<p>三十二 第八条の二 法第十一条の二第一項の政令で定める試験に適合すべきこととされる事項</p>
--

<p>三十三 第八条の二 法第十一条の二第一項の政令で定める試験に適合すべきこととされる事項</p>
--

<p>三十四 第八条の二 法第十一条の二第一項の政令で定める試験に適合すべきこととされる事項</p>
--

<p>三十五 第八条の二 法第十一条の二第一項の政令で定める試験に適合すべきこととされる事項</p>
--

<p>三十六 第八条の二 法第十一条の二第一項の政令で定める試験に適合すべきこととされる事項</p>
--

<p>三十七 第八条の二 法第十一条の二第一項の政令で定める試験に適合すべきこととされる事項</p>
--

<p>三十八 第八条の二 法第十一条の二第一項の政令で定める試験に適合すべきこととされる事項</p>
--

<p>三十九 第八条の二 法第十一条の二第一項の政令で定める試験に適合すべきこととされる事項</p>
--

<p>四十 第八条の二 法第十一条の二第一項の政令で定める試験に適合すべきこととされる事項</p>

<p>四十一 第八条の二 法第十一条の二第一項の政令で定める試験に適合すべきこととされる事項</p>
--

四十二 第八条の二 法第十一条の二第一項の政令で定める試験に適合すべきこととされる事項

<tbl_r cells="1" ix="1" maxcspan="1" maxrspan="1" usedcols

安定性に係る基準として総務省令で定める基準に適合すべきこととされる事項（以下「岩盤タンクのタンク構造に関する事項」という。）

液体危険物タンクの設置又は変更の工事については、当該各号に定める規定は適用しない。
一 液体危険物タンクの設置又は変更の工事で、当該液体危険物タンクについて高圧ガス保安法第五十六条の三第一項、第二項若しくは第三項の規定による特定設備検査に合格したもの、同法第五十六条の六の十四第二項（同法第五十六条の六の二十二第二項において準用する場合を含む。）の規定により特定設備基準適合証の交付を受けたもの、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第三十八条第一項、第二項若しくは第三項の規定による検査に合格したもの又は同法第四十四条第一項若しくは第二項の規定による検査に合格したもの（前項第二号（液体危険物タンクの漏れ及び変形に関する事項に係る部分に限る。）又は同項第四号の規定二 液体危険物タンクの変更の工事のうち、タンクの底部に係る工事（タンクの側板に係る工事を含むものを除く。）で、当該変更の工事の際行われた法第十四条の三第一項又は第二項の規定による保安に関する検査により、当該液体危険物タンクの溶接部に関する事項

四 液体危険物タンク（第一号及び前号に掲げるものを除く。）に配管その他の附属設備を取り付ける前の当該タンクのタンク本体に関する工事の工程、当該液体危険物タンクの構造及び設備に関する事項のうち第九条第一項、第二十号、第十一条第一項第四号、第十二条第一項第五号、第十三条第一項第六号、第十四条第六号、第十五条第一項第二号、第十七条第一項第八号若しくは第二項第二号又は第十九条第一項に定める基準（水張試験又は水圧試験に関する部分に限るものとし、アルキルアルミニウム、アルキルチウムその他の総務省令で定める危険物（以下この条において「アルキルアルミニウム等」という。）を貯蔵し、又は取り扱う移動タンク貯蔵所の液体危険物タンクにあつては、第十五条第一項第二号に定める基準に相当するものとして総務省令で定める基準とする。）に適合すべきこととされる事項（以下「岩盤タンクのタンク構造に関する事項」といふ。）

が、第十一条第一項第四号の二に定める基準に適合していると認められたもの（前項第二号（液体危険物タンクの溶接部に関する事項に係る部分に限る。）の規定

検査又は水圧検査と、液体危険物タンクの溶接部に関する事項についての完成検査前検査を溶接部検査と、岩盤タンクのタンク構造に関する事項についての完成検査前検査を岩盤タンク検査という。

6
7

完成検査前検査を受けようとする者は、総務省令で定めるところにより、市町村長等に申請しなければならない。この場合においては、前条第二項の規定を準用する。

市町村長等は、完成検査前検査を行つた結果、第三項各号に定める事項が、製造所にあつては第九条、貯蔵所にあつては第十一条から第十五条まで、取扱所にあつては第十七条及び第十九条にそれぞれ定める技術上の基準（完成検査前検査に係るものに限る。）に適合すると認めたときは、当該完成検査前検査の申請をした者に通知（水張検査又は水圧検査にあつては、タンク検査済証の交付）をするものとする。

第八条の二の二 水張検査又は水圧検査は、市町村長等以外の他の行政機関も行うことができることによる。この場合においては、前条第六項及び第七項の規定を準用する。

（危険物保安技術協会への委託）

第八条の二の三 法第十一条の三第一号の政令で定める屋外タンク貯蔵所は、屋外タンク貯蔵所である。

が、第十一條第一項第四号の二に定める基準に適合していると認められたもの（前項第二号（液体危険物タンクの溶接部に関する事項に係る部分に限る。）の規定）

三 液体危険物タンクの設置又は変更の工事で、当該液体危険物タンクについて国際海事機関が採択した危険物の運送に関する規程に定める基準（水圧試験に関する部分に限る。）に適合している旨の総務省令で定める表示がされているもの（前項第四号の規定）

液体危険物タンクの基礎及び地盤に関する事項についての完成検査前検査を基礎・地盤検査と、液体危険物タンクの漏れ及び変形に関する事項並びに第三項第四号に定める事項についての完成検査前検査のうち、第九条第一項第二十二号、第十一条第一項第四号、第十二条第一項第五号、第十三条第一項第六号、第十四条第六号、第十五条第一項第二号、第十七条第一項第八号若しくは第二項第二号又は第十九条第一号の水張試験又は水圧試験（アルキルアルミニウム等を貯蔵し、又は取り扱う運動タンク貯蔵所の液体危険物タンクにあつては、第五条第一項第二号の水圧試験に相当するものとして第五条第一項第二号（水圧試験に係る部分に限る。）の規定）

2 法第十一條の三第一号の屋外タンク貯蔵所に
て、その貯蔵し、又は取り扱う液体の危険物の
最大数量が五百キロリットル以上のものとす
る。

の延長のうち最大のもの。以下この条において「同じ。」が十五キロメートルを超える移送取扱所及び危険物を移送するための配管に係る最大常用圧力が〇・九五メガパスカル以上であつて、かつ、危険物を移送するための配管の延長が七キロメートル以上十五キロメートル以下の移送取扱所とする。

(保安に関する検査)

第八条の四 法第十四条の三第一項の政令で定める屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所は、特定屋外タンク貯蔵所で、その貯蔵し、若しくは取り扱う液体の危険物の最大数量が一万キロリットル以上のもの又は前条に規定する移送取扱所とする。

2 法第十四条の三第一項の政令で定める時期は、次の各号に掲げる特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の区分に応じ、当該各号に定める時期とする。ただし、災害その他の総務省令で定める事由により、当該時期に法第十四条の三第一項の保安に関する検査を行うことが適当でないと認められるときは、当該特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の所有者、管理者又は占有者の申請に基づき、市町村長等が別に定める時期とすことができる。

2 法第十一條の三第一号の屋外タンク貯蔵所に係る構造及び設備に関する事項で政令で定めるものは、液体危険物タンクのタンク本体に関する事項並びに液体危険物タンクの基礎及び地盤に関する事項とする。

3 法第十一條の三第二号の政令で定める屋外タンク貯蔵所は、屋外タンク貯蔵所で、その貯蔵し、又は取り扱う液体の危険物の最大数量が千キロリットル以上のもの（以下「特定屋外タンク貯蔵所」という。）とする。

4 法第十一條の三第二号の屋外タンク貯蔵所に係る特定事項のうち政令で定めるものは、液体危険物タンクの基礎及び地盤に関する事項、液体危険物タンクの溶接部に関する事項並びに岩盤タンクのタンク構造に関する事項とする。

（市町村長との協議を要する移送取扱所の指定）

第八条の三 法第十二条の五の政令で定める移送取扱所は、危険物を移送するための配管の延長（当該配管の起点又は終点が二以上ある場合には、任意の起点から任意の終点まで）当該配管は、正規の起点から正規の終点まで

一 特定屋外タンク貯蔵所（次号及び第三号に掲げるものを除く。以下この号において同じ。）完成検査（法第十二条第一項前段の規定による設置の許可に係るものに限る。以下

務省令で定めるところにより測定された前回の保安検査の直近において行われた完成検査又は法第十四条の三第一項若しくは第二項の規定による保安に関する検査から前回の保安検査までの間の液体危険物タンクの底部の板の厚さの一年当たりの腐食による減少量が総務省令で定める基準を満たす特定屋外タンク貯蔵所のうち、総務省令で定める保安のための措置を講じているもの総務省令で定めるところにより当該測定された液体危険物タンクの底部の板の厚さの一年当たりの腐食による減少量及び前回の保安検査における液体危険物タンクの底部の板の厚さに基づき市町村長等が定める八年以上十五年以内の期間

二 岩盤タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所完成検査を受けた日又は直近において行われた法第十四条の三第一項若しくは第二項の規定による保安に関する検査を受けた日の翌日から算して十年を経過する日前一年目に当たる日から、当該経過する日の翌日から起算して一年を経過する日までの間

三 特殊液体危険物タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所完成

四 檸査を受けた日又は直近において行われた法第十四条の三第一項若しくは第二項の規定による保安に関する検査を受けた日の翌日から起算して十三年を経過する日前一年目にたる日から、当該経過する日の翌日から起算して一年を経過する日までの間

四 移送取扱所 完成検査を受けた日又は直近において行われた法第十四条の三第一項の規定による保安に関する検査を受けた日の翌日から起算して一年を経過する日前一月目に当たる日から、当該経過する日の翌日から起算して一月を経過する日までの間

法第十四条の三第一項の屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所に係る構造及び設備に関する事項で政令で定めるものは、次の各号に掲げる特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 特定屋外タンク貯蔵所（次号に掲げるものを除く。）液体危険物タンクの底部（特殊液体危険物タンクにあつては、総務省令で定める部分。以下この項、第六項及び第七項において同じ。）の板の厚さに関する事項及び液体危険物タンクの溶接部に関する事項（液体危険物タンクの底部に係るものに限る。第六項及び第七項において同じ。）

二 岩盤タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所

三 移送取扱所 移送取扱所の構造及び設備に関する事項

法第十四条の三第二項の政令で定める屋外タンク貯蔵所は、特定屋外タンク貯蔵所とする。

法第十四条の三第二項の不等沈下その他の政令で定める事由は、液体危険物タンクの直径に対する当該液体危険物タンクの不等沈下の数値の割合が百分の一以上であることその他これに相当するものとして総務省令で定める事由とする。

法第十四条の三第二項の屋外タンク貯蔵所に係る構造及び設備に関する事項で政令で定めるものは、次の各号に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 特定屋外タンク貯蔵所（次号に掲げるものを除く。）液体危険物タンクの底部の厚さに関する事項及び液体危険物タンクの溶接部に関する事項

二 岩盤タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所

(定勘
指定)

第八条の五 法第十四条の三の二の政令で定める
製造所、貯蔵所又は取扱所は、第七条の三に規定
する製造所等（第八条の三に規定する移送取
扱所を除く。）及び次に掲げる製造所等のうち、
総務省令で定めるもの以外のものとする。
一 危険物を取り扱うタンクで地下にあるもの
（以下この条において「地下タンク」という
。）を有する製造所
二 地下タンク貯蔵所
三 移動タンク貯蔵所
四 地下タンクを有する給油取扱所
五 地下タンクを有する一般取扱所

**第三章 製造所等の位置、構造及び設備の
基準**

**第一節 製造所の位置、構造及び設備の
基準**

第九条 **（製造所の基準）** 法第十条第四項の製造所の位置、構造及
び設備（消火設備、警報設備及び避難設備を除
く。以下この章の第一節から第三節までにおい
て同じ。）の技術上の基準は、次のとおりとす
る。

一 製造所の位置は、次に掲げる建築物等から
当該製造所の外壁又はこれに相当する工作物
の外側までの間に、それぞれ当該建築物等に
ついて定める距離を保つこと。ただし、いか
らままでに掲げる建築物等について、不燃材
料（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一
号）第二条第九号の不燃材料のうち、総務省
令で定めるものをいう。以下同じ。）で造つ
た防火上有効な壁を設けること等により、市
町村長等が安全であると認めた場合は、当該
市町村長等が定めた距離を当該距離とするこ
とができる。

イ ロからニまでに掲げるものの以外の建築物
その他の工作物で住居の用に供するもの
(製造所の存する敷地と同一の敷地内に存
するものを除く。) テーメートル以上

ロ 学校、病院、劇場その他多数の人を収容
する施設で総務省令で定めるもの 三十メ
ートル以上

11

の令る

八 危険物を取り扱う建築物の窓又は出入口にガラスを用いる場合は、網入ガラスとすること。

九 液状の危険物を取り扱う建築物の床は、危険物が浸透しない構造とともに、適当な傾斜を受け、かつ、漏れた危険物を一時的に貯留する設備（以下「貯留設備」という。）を設けること。

十 危険物を取り扱う建築物には、危険物を取り扱うために必要な採光、照明及び換気の設備を設けること。

十一 可燃性の蒸気又は可燃性の微粉が滞留するおそれのある建築物には、その蒸気又は微粉を屋外の高所に排出する設備を設けること。

十二 屋外に設けた液状の危険物を取り扱う設備には、その直下の地盤面の周囲に高さ〇・一五メートル以上の圍いを設け、又は危険物の流出防止にこれと同等以上の効果があると認められる総務省令で定める措置を講ずることも、当該地盤面は、コンクリートその他、危険物が浸透しない材料で覆い、かつ、適当な傾斜及び貯留設備を設けること。この場合において、第四類の危険物（水に溶けないものに限る。）を取り扱う設備にあつては、当該危険物が直接排水溝に流入しないようにするため、貯留設備に油分離装置を設けなければならない。

十三 危険物を取り扱う機械器具その他の設備は、危険物のもれ、あふれ又は飛散を防止することができる構造とすること。ただし、当該設備に危険物のもれ、あふれ又は飛散による灾害を防止するための附帯設備を設けたときは、この限りでない。

十四 危険物を加熱し、若しくは冷却する設備又は危険物の取扱に伴つて温度の変化が起る設備には、温度測定装置を設けること。

14

十五 危険物を加熱し、又は乾燥する設備は、直火を用いない構造とすること。ただし、当該設備が防火上安全な場所に設けられているとき、又は当該設備に火災を防止するための附帯設備を設けたときは、この限りでない。

十六 危険物を加圧する設備又はその取り扱いは、圧力計及び総務省令で定める安全装置を設けること。

十七 電気設備は、電気工作物に係る法令の規定によること。

十八 危険物を取り扱うにあたつて静電気が発生するおそれのある設備には、当該設備に蓄積される静電気を有効に除去する装置を設けること。

十九 指定数量の倍数が十以上の製造所には、総務省令で定める避雷設備を設けること。ただし、周囲の状況によつて安全上支障がない場合においては、この限りでない。

二十 危険物を取り扱うタンク（屋外にあるタンク又は屋内にあるタンクであつて、その容量が指定数量の五分の一未満のものを除く。）の位置、構造及び設備は、次によること。

イ 屋外にあるタンクの構造及び設備は、第十一条第一項第四号（特定屋外貯蔵タンク及び準特定屋外貯蔵タンクに係る部分を除く。）第五号から第十号まで及び第十一号から第十二号までに掲げる屋外タンク貯所の危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクの構造及び設備の例（同条第六項の規定により総務省令で定める特例を含む。）によるほか、液体危険物タンクであるものの周囲には、総務省令で定めるところにより、危険物が漏れた場合にその流出を防止するための総務省令で定める防油堤を設けること。

ハ 地下にあるタンクの位置、構造及び設備は、第十二条第一項第五号から第九号まで及び第十号から第十一号までに掲げる屋内タンク貯蔵所の危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクの構造及び設備の例によるものであること。

八 地下にあるタンクの位置、構造及び設備は、第十三条第一項（第五号、第九号の二及び第十二号を除く。）同条第二項（同項においてその例によるものとされる同条第一項第五号、第九号の二及び第十二号を除く。）の総務省令で定めるところにより取り扱う製造所については、総務省令で、前項に掲げる基準の特例を定めることができる。

く。）又は同条第三項（同項においてその例によるものとされる同条第一項第五号、第九号の二及び第十二号を除く。）に掲げる地下タンク貯蔵所の危険物を貯蔵し、又是取り扱うタンクの位置、構造及び設備の例によるものであること。

二十一 危険物を取り扱う配管の位置、構造及び設備は、次によること。

イ 配管は、その設置される条件及び使用される状況に照らして十分な強度を有するものとし、かつ、当該配管に係る最大常用圧力の一・五倍以上の圧力で水圧試験（水以外の不燃性の液体又は不燃性の気体を用いて行う試験を含む。）を行つたとき漏えいその他の異常がないものであること。

ロ 配管は、取り扱う危険物により容易に劣化するおそれのないものであること。

ハ 配管は、火災等による熱によって容易に変形するおそれのないものであること。ただし、当該配管が地下その他の大災害等による熱により悪影響を受けるおそれのない場所に設置される場合にあつては、この限りでない。

二 配管には、総務省令で定めるところにより、外面の腐食を防止するための措置を講ずること。ただし、当該配管が設置される条件下で腐食するおそれのないものである場合にあつては、この限りでない。

三 配管を地下に設置する場合は、配管の接合部分（溶接その他危険物の漏えいのおそれがないと認められる方法により接合されたものを除く。）について当該接合部分からの危険物の漏えいを点検することができる措置を講ずること。

四 配管に加熱又は保温のための設備を設ける場合には、火災予防上安全な構造とすること。

ト イから今までに掲げるもののほか、総務省令で定める基準に適合するものとすること。

ハ 引火点が百度以上の第四類の危険物（以下「高引火点危険物」という。）のみを総務省令で定めるところにより取り扱う製造所については、総務省令で、前項に掲げる基準の特例を定めることができる。

三 アルキルアルミニウム、アルキルリチウム、アセトアルデヒド、酸化プロピレンその他の総務省令で定める危険物を取り扱う製造所については、当該危険物の性質に応じ、総務省令で、第一項に掲げる基準を超える特例を定めることができ。

第二節 貯蔵所の位置、構造及び設備の基準

（屋内貯蔵所の基準）

第十一条 屋内貯蔵所（次項及び第三項に定めるものを除く。）の位置、構造及び設備の技術上の基準は、次のとおりとする。

一 屋内貯蔵所の位置は、前条第一項第一号に掲げる製造所の位置の例によるものであること。

二 危険物を貯蔵し、又は取り扱う建築物（以下この条において「貯蔵倉庫」という。）の周囲に、次の表に掲げる区分に応じそれぞれ同表に定める幅の空地を保有すること。ただし、二以上の屋内貯蔵所を隣接して設置する所には、総務省令で定めるところにより、その空地の幅を減ずることができる。

区分	空地の幅	当該建築物の壁上欄に掲げる場合	柱及び床が耐火構造である場合
が五以下の屋内貯蔵所	が五以下の屋内貯蔵所	一メートル以上	一メートル以上
が二十を超える屋内貯蔵所	二十以下の屋内貯蔵所	〇・五メートル以上	一・五メートル以上

六 貯蔵倉庫は、壁、柱及び床を耐火構造とし、かつ、はりを不燃材料で造るとともに、延焼のおそれのある外壁を出入口以外の開口部を有しない壁とすること。ただし、指定数量の十倍以下の危険物の貯蔵倉庫又は第二類若しくは第四類の危険物（引火性固体及び引火点が七十度未満の第四類の危険物を除く。）のみの貯蔵倉庫にあつては、延焼のおそれのない外壁、柱及び床を不燃材料で造ることができる。

七 貯蔵倉庫は、屋根を不燃材料で造るとともに、金属板その他の軽量な不燃材料でふきかづ、天井を設けないこと。ただし、第二類の危険物（粉状のもの及び引火性固体を除く。）のみの貯蔵倉庫にあつては、屋根を耐火構造とすることができ、第五類の危険物のみの貯蔵倉庫にあつては、当該貯蔵倉庫内の温度を適温に保つため、難燃性の材料又は不燃

料で造つた天井を設けることができる。

八 貯蔵倉庫の窓及び出入口には、防火設備を設けるとともに、延焼のおそれのある外壁に設ける出入口には、隨時開けることができる。

九 貯蔵倉庫の窓又は出入口にガラスを用いる場合、網入ガラスとすること。

指定数量の倍数	五メートル以上	十メートル以上	十五メートル以上
が二百を超える屋内貯蔵所	ル以上	ル以上	ル以上

第一類の危険物のうちアルカリ金属の過酸化物若しくはこれを含有するもの、第二類の危険物のうち鉄粉、金属粉若しくはマグネシウム若しくはこれらのいずれかを含有するものの、第三類の危険物のうち第一条の五第五項の水との反応性試験において同条第六項に定める性状を示すもの（カリウム、ナトリウム、アルキルアルミニウム及びアルキルチウムを含む。以下「禁水性物品」という。）又は第四類の危険物の貯蔵倉庫の床は、床面に水が浸入し、又は浸透しない構造とするところによるものであること。

十一 液状の危険物の貯蔵倉庫の床は、危険物が浸透しない構造とするとともに、適当な傾斜を付け、かつ、貯留設備を設けること。

十二 貯蔵倉庫には、危険物を貯蔵し、又は取り扱うために必要な採光、照明及び換気の設備を設けるとともに、引火点が七十度未満の危険物の貯蔵倉庫にあつては、内部に滞留し危険物の貯蔵倉庫においては、この限りでない。

十三 電気設備は、前条第一項第十七号に掲げられたる製造所の電気設備の例によるものであること。

十四 指定数量の十倍以上の危険物の貯蔵倉庫には、総務省令で定める避雷設備を設けること。ただし、周囲の状況によつて設置上支障がない場合は、この限りでない。

十五 第五類の危険物のうちセルロイドその他温度の上昇により分解し、発火するおそれのあるもので総務省令で定めるものの貯蔵倉庫は、当該貯蔵倉庫内の温度を当該危険物の発火する温度に達しない温度に保つ構造とし、又は通風装置、冷房装置等の設備を設けること。

一 貯蔵倉庫は、各階の床を地盤面以上に設けるとともに、床面から上階の床の下面（上階

のない場合には、軒までの高さ（以下「階」という。）を六メートル未満とすること。
二 一の貯蔵倉庫の床面積の合計は、千平方メートルを超えないこと。
三 貯蔵倉庫は、壁、柱、床及びはりを耐火構造とし、かつ、階段を不燃材料で造るとともに、延焼のおそれのある外壁を出入口以外の開口部を有しない壁とすること。
四 貯蔵倉庫の二階以上の階の床には、開口部を設けないこと。ただし、耐火構造の壁又は防火設備で区画された階段室については、この限りでない。
五 屋内貯蔵所のうち指定数量の倍数が二十以下のもの（屋内貯蔵所の用に供する部分以外の部分を有する建築物に設けるものに限る。）の位置、構造及び設備の技術上の基準は、第一項第三号及び第十号から第五十号までの規定の例によるほか、次のとおりとする。
一 屋内貯蔵所は、壁、柱、床及びはりが耐火構造である建築物の一階又は二階のいずれかの階に設置すること。
二 建築物の屋内貯蔵所の用に供する部分は、床を地盤面以上に設けるとともに、その階高を六メートル未満とすること。
三 建築物の屋内貯蔵所の用に供する部分の床面積は、七十五平方メートルを超えないこと。
四 建築物の屋内貯蔵所の用に供する部分は、壁、柱、床、はり及び屋根（上階がある場合には、上階の床）を耐火構造とするとともに、出入口以外の開口部を有しない厚さ七ミリメートル以上の鉄筋コンクリート造又はこれと同等以上の強度を有する構造の床又は壁で該建築物の他の部分と区画されたものであること。
五 建築物の屋内貯蔵所の用に供する部分の出入口には、隨時開けることができる自動閉鎖装置の特定防火設備を設けること。
六 建築物の屋内貯蔵所の用に供する部分には、窓を設けないこと。
七 建築物の屋内貯蔵所の用に供する部分の換気及び排出の設備には、防火上有効にダンパー等を設けること。
八 指定数量の倍数が五十以下の屋内貯蔵所については、総務省令で、第一項に掲げる基準の特別を定めることができる。
九 高引火点危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う場合は、設けること。
十 屋内貯蔵所については、総務省令で、第一項

第一項及び前項に掲げる基準の特例を定めることができる。	
一 ナート等災害	蓄電池により貯蔵される総務省令で定める危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う屋内貯蔵所については、総務省令で、前各項に掲げる基準の特例を定めることができる。
二 十	有機過酸化物及びこれを含有するもののうち、総務省令で定める危険物又はアルキルアルミニウム、アルキリチウムその他の総務省令で定める危険物を貯蔵し、又は取り扱う屋内貯蔵所については、当該危険物の性質に応じ、総務省令で、第一項から第四項まで及び前項に掲げる基準を超える特例を定めることができる。
一 石油コンビ ナート等災害	(屋外タンク貯蔵所の基準) 第十一条 屋外タンク貯蔵所（次項に定めるものを除く。）の位置、構造及び設備の技術上の基準は、次のとおりとする。 一 屋外タンク貯蔵所の位置は、第九条第一項第一号に掲げる製造所の位置の例によるものであること。 一の二 引火点を有する液体の危険物を貯蔵し、又は取り扱う屋外タンク貯蔵所の位置は、前号によるほか、当該屋外タンク貯蔵所の存する敷地の境界線から危険物を貯蔵し、又は取り扱う屋外タンク（以下この条、第二十六条及び第四十条において「屋外貯蔵タンク」という。）の側板までの間に、次の表の上欄に掲げる屋外貯蔵タンクの区分ごとに、同表の中欄に掲げる当該屋外貯蔵タンクにおいて貯蔵し、又は取り扱う危険物の引火点の区分に応じ、同表の下欄に掲げる距離を保つこと。ただし、不燃材料で造った防火上有効な塙を設けること、地形上火災が生じた場合においても延焼のおそれがないことその他総務省令で定める事情があることにより、市町村長等が安全であると認めたときは、当該市町村長等が定めた距離を当該距離とすることができる。

一 ナ ー ト 等 災 害	石油 コン ビ	屋外貯 蔵タン クの区分
二 十	点火引の物	危 険
当該タンクの水 平断面の最大		距離

四 三 三	<p>屋外タンク貯蔵所には、総務省令で定めるところにより、見やすい箇所に屋外タンク貯蔵所である旨を表示した標識及び防火に関する必要な事項を掲示した掲示板を設けること。</p> <p>三の二 特定屋外タンク貯蔵所の屋外貯蔵タンク（以下この条において「特定屋外貯蔵タンク」という。）の基礎及び地盤は、総務省令で定める堅固なものとし、総務省令で定めるところにより行う平板載荷試験、圧密度試験等の試験において、総務省令で定める基準に適合するものであること。</p> <p>三の三 屋外タンク貯蔵所で、その貯蔵し、又は取り扱う液体の危険物の最大数量が五百キロリットル以上千キロリットル未満のもの（以下「準特定屋外タンク貯蔵所」という。）の屋外貯蔵タンク（次号において「準特定屋外貯蔵タンク」という。）の基礎及び地盤は、総務省令で定める堅固なものとすること。</p> <p>屋外貯蔵タンクは、特定屋外貯蔵タンク及び準特定屋外貯蔵タンクにあつては、総務省令で定めるところにより、総務省令で定める規格に適合する鋼板その他の材料又はこれらと同等以上</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">指定数量の倍数が二千を超える屋外タンク貯蔵所</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">指定数量の倍数が三千を超える屋外タンク貯蔵所</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">指定数量の倍数が四千を超える屋外タンク貯蔵所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">十五メートル以上</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">十五メートル以上</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">十二メートル以上</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">当該タンクの水平断面の最大直径（横型のものは横の長さ）又は高さの数値のうち大きいものに等しい距離以上。ただし、十五メートル未満であつてはならぬい。</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">当該タンクの水平断面の最大直径（横型のものは横の長さ）又は高さの数値のうち大きいものに等しい距離以上。ただし、十五メートル未満であつてはならぬい。</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">当該タンクの水平断面の最大直径（横型のものは横の長さ）又は高さの数値のうち大きいものに等しい距離以上。ただし、十五メートル未満であつてはならぬい。</td> </tr> </tbody> </table>	指定数量の倍数が二千を超える屋外タンク貯蔵所	指定数量の倍数が三千を超える屋外タンク貯蔵所	指定数量の倍数が四千を超える屋外タンク貯蔵所	十五メートル以上	十五メートル以上	十二メートル以上	当該タンクの水平断面の最大直径（横型のものは横の長さ）又は高さの数値のうち大きいものに等しい距離以上。ただし、十五メートル未満であつてはならぬい。	当該タンクの水平断面の最大直径（横型のものは横の長さ）又は高さの数値のうち大きいものに等しい距離以上。ただし、十五メートル未満であつてはならぬい。	当該タンクの水平断面の最大直径（横型のものは横の長さ）又は高さの数値のうち大きいものに等しい距離以上。ただし、十五メートル未満であつてはならぬい。
指定数量の倍数が二千を超える屋外タンク貯蔵所	指定数量の倍数が三千を超える屋外タンク貯蔵所	指定数量の倍数が四千を超える屋外タンク貯蔵所									
十五メートル以上	十五メートル以上	十二メートル以上									
当該タンクの水平断面の最大直径（横型のものは横の長さ）又は高さの数値のうち大きいものに等しい距離以上。ただし、十五メートル未満であつてはならぬい。	当該タンクの水平断面の最大直径（横型のものは横の長さ）又は高さの数値のうち大きいものに等しい距離以上。ただし、十五メートル未満であつてはならぬい。	当該タンクの水平断面の最大直径（横型のものは横の長さ）又は高さの数値のうち大きいものに等しい距離以上。ただし、十五メートル未満であつてはならぬい。									

の機械的性質及び溶接性を有する鋼板その他の材料で気密に造るとともに、圧力タンクを除くタンクにあつては水張試験において、圧力タンクにあつては最大常用圧力の一・五倍の圧力で十分間行う水圧試験（高圧ガス保安法第二十条第一項若しくは第三項若しくは第三十九条の二十二第一項の規定の適用を受ける高圧ガスの製造のための施設、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）別表第二号若しくは第四号に掲げる機械等又は労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百八十八号）第十二条第一項第一号に掲げる機械等ある圧力タンクにあつては、総務省令で定めるところにより行う水圧試験）において、それぞれ漏れ、又は変形しないものであること。ただし、固体の危険物の屋外貯蔵タンクにあつては、この限りでない。

四　特定屋外貯蔵タンクの溶接部は、総務省令で定めるところにより行う放射線透過試験、真空試験等の試験において、総務省令で定める基準に適合するものであること。

五　屋外貯蔵タンクは、総務省令で定めるところにより、地震及び風圧に耐えることができる構造とするとともに、その支柱は、鉄筋コンクリート造、鉄骨コンクリート造その他これらと同等以上の耐火性能を有するものであること。

六　屋外貯蔵タンクの外面には、さびどめのための塗装をすること。

七　屋外貯蔵タンクのうち、底板を地盤面に接して設けるものにあつては、総務省令で定めるところにより、底板の外面の腐食を防止するための措置を講ずること。

八　屋外貯蔵タンクのうち、圧力タンク以外のタンクにあつては総務省令で定めるところにより通気管を、圧力タンクにあつては総務省令で定める安全装置をそれぞれ設けること。

九　液体の危険物の屋外貯蔵タンクには、危険物の量を自動的に表示する装置を設けること。

十　液体の危険物の屋外貯蔵タンクの注入口は、次によること。

イ　火災の予防上支障のない場所に設けること。

ハ 注入口には、弁又はふたを設けること。
二 ガソリン、ベンゼンその他静電気による
災害が発生するおそれのある液体の危険物
の屋外貯蔵タンクの注入口附近には、静電
気を有効に除去するための接地電極を設け
ること。

ホ 引火点が二十一度未満の危険物の屋外貯
蔵タンクの注入口には、総務省令で定める
ところにより、見やすい箇所に屋外貯蔵タ
ンクの注入口である旨及び防火に関する必
要な事項を掲示した掲示板を設けること。た
だし、市町村長等が火災の予防上当該掲示
板を設ける必要がないと認める場合は、こ
の限りでない。

十の二 屋外貯蔵タンクのポンプ設備（ポンプ
及びこれに附属する電動機をいい、当該ポン
プ及び電動機のための建築物その他の工作物
を設ける場合には、当該工作物を含む。以下
同じ。）は、次によること。

イ ポンプ設備の周囲に三メートル以上の幅
の空地を保有すること。ただし、防火上有
効な隔壁を設ける場合その他総務省令で定
める場合は、この限りでない。

ロ ポンプ設備から屋外貯蔵タンクまでの間
に、当該屋外貯蔵タンクの空地の幅の三分
の一以上の距離を保つこと。

ハ ポンプ設備は、堅固な基礎の上に固定す
ること。

ニ ポンプ及びこれに附属する電動機のため
の建築物その他の工作物（以下「ポンプ
室」という。）の壁、柱、床及びはりは、
不燃材料で造ること。

ホ ポンプ室は、屋根を不燃材料で造ると
もに、金属板その他の軽量な不燃材料でぶ
くこと。

ヘ ポンプ室の窓及び出入口には、防火設備
を設けること。

ト ポンプ室の窓又は出入口にガラスを用い
る場合には、網入りガラスとすること。

チ ボンブ室の床には、その周囲に高さ〇・
二メートル以上の囲いを設けるとともに、
当該床は、危険物が浸透しない構造とし、
かつ、適当な傾斜及び貯留設備を設けるこ
と。

リポンプ室には、危険物を取り扱うために必要な採光、照明及び換気の設備を設けること。

ス可燃性の蒸気が滞留するおそれのあるポンプ室には、その蒸気を屋外の高所に排出する設備を設けること。ボンプ室以外の場所に設けるポンプ設備には、その直下の地盤面の周囲に高さ〇・一五メートル以上の圍いを設け、又は危険物の流出防止にこれと同等以上の効果があると認められる総務省令で定める措置を講ずることも、当該地盤面は、コンクリートその他危険物が浸透しない材料で覆い、かつ、適当な傾斜及び貯留設備を設けること。この場合において、第四類の危険物（水に溶けないものに限る。）を取り扱うポンプ設備については、当該危険物が直接排水溝に流入しないようにするため、貯留設備に油分離装置を設けなければならない。

ヲ引火点が二十一度未満の危険物を取り扱うポンプ設備には、総務省令で定めるところにより、見やすい箇所に屋外貯蔵タンクのポンプ設備である旨及び防火に関し必要な事項を掲示板を設けること。ただし、市町村長等が火災の予防上当該掲示板を設ける必要がないと認める場合は、この限りでない。

十一屋外貯蔵タンクの弁は、鋳鋼又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料で造り、かつ、危険物が漏れないものであること。

十一の二屋外貯蔵タンクの水抜管は、タンクの側板に設けること。ただし、総務省令で定めるところによる場合は、タンクの底板に設けることができる。

十一の三浮き屋根を有する屋外貯蔵タンクの側板又は浮き屋根に設ける設備は、地震等によりそれぞれ浮き屋根又は側板に損傷を与えないよう設置すること。ただし、当該屋外貯蔵タンクに貯蔵する危険物の保安管理上必要な設備で総務省令で定めるものにあつては、この限りでない。

十二屋外貯蔵タンクの配管の位置、構造及び設備は、次号及び第十二号の三に定めるものほか、第九条第一項第二十一号に掲げる製造所の危険物を取り扱う配管の例によるものであること。

十二の二液体の危険物を移送するための屋外貯蔵タンクの配管は、地震等により当該配管

とタンクとの結合部分に損傷を与えないよう

に設置すること。

十二の三液体の危険物を移送するための屋外貯蔵タンク（容量が一万キロリットル以上のものに限る。）の配管には、当該配管とタンクとの結合部分の直近に、非常の場合に直ちに閉鎖することができる弁であつて総務省令で定めるものを設けること。

十三電気設備は、第九条第一項第十七号に掲げる製造所の電気設備の例によるものである。

十四指定数量の倍数が十以上の屋外タンク貯蔵所には、総務省令で定める避雷設備を設けること。ただし、周囲の状況によつて安全上支障がない場合においては、この限りでない。

十五液体の危険物の屋外貯蔵タンクの周囲には、総務省令で定めるところにより、危険物が漏れた場合にその流出を防止するための総務省令で定める防油堤を設けること。

十六固体の禁水性物品の屋外貯蔵タンクには、防水性の不燃材料で造つた被覆設備を設けること。

十七二硫化炭素の屋外貯蔵タンクは、厚さ〇・二メートル以上の壁及び底を有する水漏れのない鉄筋コンクリートの水槽に入れて水没したものである。

十八屋外タンク貯蔵所（浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所に限る。）の位置、構造及び設備の技術上の基準は、前項第一号から第三号の二まで、第四号、第四号の二、第六号から第七号の二まで、第九号から第十一号の二まで、第十二号から第十五号まで及び第十七号の規定の例によるほか、次のとおりとする。

一浮き蓋は、地震等による振動及び衝撃に耐えることができる総務省令で定める構造とすること。

二浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンク（不活性ガスを充填して危険物を貯蔵し、又は取り扱うものを除く。次号において同じ。）には、可燃性の蒸気を屋外に有効に排出するための設備を設けること。

三浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクには、浮き蓋の状態を点検するための設備を設けること。

四浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクのうち、屋内貯蔵タンクのポンプ設備は、タンクの注入口の例によるものである。

五屋内貯蔵タンクの構造は、前条第一項第四号に掲げる屋外貯蔵タンクの構造の例（同条第六項の規定により総務省令で定める特例を含む。）によるものである。

六屋内貯蔵タンクの外面には、さびどめのための塗装をすること。

七屋内貯蔵タンクのうち、圧力タンク以外のタンクにあつては総務省令で定めるところにより通気管を、圧力タンクにあつては総務省令で定める安全装置をそれぞれ設けること。

八液体の危険物の屋内貯蔵タンクには、危険物の量を自動的に表示する装置を設けること。

九液体の危険物の屋内貯蔵タンクの注入口は、前条第一項第十号に掲げる屋外貯蔵タンクの注入口の例によるものである。

九の二屋内貯蔵タンクのポンプ設備は、タンク専用室の存する建築物以外の場所に設けること。

かつ、当該気体がタンク内に流入することにより損傷を受けるおそれがある浮き蓋として総務省令で定めるものを備えたものの配管には、当該気体がタンク内に流入することにより浮き蓋に損傷を与えることを防止するための総務省令で定める設備を設けること。

高引火点危険物のみを総務省令で定めるところにより貯蔵し、又は取り扱う屋外タンク貯蔵所については、総務省令で、前二項に掲げる基準の特別を定めることができる。

アルキルアルミニウム、アルキルリチウム、アセトアルデヒド、酸化プロピレンその他の総務省令で定める危険物を貯蔵し、又は取り扱う屋外タンク貯蔵所については、当該危険物の性質に応じ、総務省令で、第一項に掲げる基準を超える特例を定めることができる。

岩盤タンク又は特殊液体危険物タンクに係る屋外タンク貯蔵所で、総務省令で定めるところにより貯蔵し、又は取り扱う屋外タンク貯蔵所については、総務省令で、第一項に掲げる基準の特例を定めることができる。

屋外タンク貯蔵所につき、構造又は設備の変更の工事（タンクの側板又は底板の取替え工事以外の工事で総務省令で定めるものに限る。）が行われた場合には、当該変更の工事に係る屋外タンク貯蔵所については、総務省令で、第一項第四号（第二項においてその例による場合を含む。）に掲げる基準（水張試験又は水圧試験に関する部分に限る。）の特例を定めることができる。

屋外タンク貯蔵所について、総務省令で、第一項第四号（第二項においてその例による場合を含む。）に掲げる基準（水張試験又は水圧試験に関する部分に限る。）の特例を定めることができる。

屋外タンク貯蔵所については、総務省令で、第一項第四号（第二項においてその例による場合を含む。）に掲げる基準（水張試験又は水圧試験に関する部分に限る。）の特例を定めることができる。

当該地域が特別防災区域となつた日又は当該事業所が第二種事業所として指定された日から起算して一年六月を経過する日までの間は、同号の表の第二号に掲げる屋外貯蔵タンクに係る屋外タンク貯蔵所であるものとみなす。

（屋内タンク貯蔵所の基準）

第十二条 屋内タンク貯蔵所（次項に定めるものとおり。）の位置、構造及び設備の技術上の基準は、次のとおりとする。

（以下この条及び第二十六条において「屋内貯蔵タンク」という。）は、平家建の建築物に設けられたタンク専用室に設置すること。

二屋内貯蔵タンクとタンク専用室との間に及び同一のタンク専用室内に屋内貯蔵タンクを二以上設置する場合におけるそれらのタンクの相互間に、〇・五メートル以上の間隔を保つこと。

三屋内タンク貯蔵所には、総務省令で定めるところにより、見やすい箇所に屋内タンク貯蔵所である旨を表示した標識及び防火に関する必要な事項を掲示した掲示板を設けること。

四屋内貯蔵タンクの容量は、指定数量の四十倍（第四石油類及び動植物油類以外の第四類の危険物にあっては、当該数量が二万リットルの四倍（第四石油類及び動植物油類以外の第四類の危険物にあっては、当該数量が二万リットルを超えるときは、二万リットル）以下であることを超えるときは、二万リットル）以下であることを。同一のタンク専用室内に屋内貯蔵タンクを二以上設置する場合におけるそれらのタンクの容量の総計についても、同様とする。

五屋内貯蔵タンクの構造は、前条第一項第四号に掲げる屋外貯蔵タンクの構造の例（同条第六項の規定により総務省令で定める特例を含む。）によるものである。

六屋内貯蔵タンクの外側には、さびどめのための塗装をすること。

七屋内貯蔵タンクのうち、圧力タンク以外のタンクにあつては総務省令で定めるところにより通気管を、圧力タンクにあつては総務省令で定める安全装置をそれぞれ設けること。

八液体の危険物の屋内貯蔵タンクには、危険物の量を自動的に表示する装置を設けること。

九液体の危険物の屋内貯蔵タンクの注入口は、前条第一項第十号に掲げる屋外貯蔵タンクの注入口の例によるものである。

九の二屋内貯蔵タンクのポンプ設備は、タンク専用室の存する建築物以外の場所に設けること。

ポンプ設備につては前条第一項第十号の二（イ及びロを除く。）に掲げる屋外貯蔵タンクのポンプ設備の例により、タンク専用室の存する建築物に設けるポンプ設備につては総務省令で定めるところにより設けるものであること。

十 屋内貯蔵タンクの弁は、前条第一項第十一号に掲げる屋外貯蔵タンクの弁の例によるものであること。

十一 屋内貯蔵タンクの水抜管は、前条第一項第十一号の二に掲げる屋外貯蔵タンクの水抜管の例によるものであること。

十二 屋内貯蔵タンクの配管の位置、構造及び設備は、次号に定めるもののほか、第九条第一項第二十一号に掲げる製造所の危険物を取り扱う配管の例によるものであること。

十三 タンク専用室は、壁、柱及び床を耐火構造とし、かつ、はりを不燃材料で造るとともに、延焼のおそれのある外壁を出入口以外の開口部を有しない壁とする。ただし、引火点が七十度以上の第四類の危険物のみの屋内貯蔵タンクを設置するタンク専用室にあつては、延焼のおそれのない外壁、柱及び床を不燃材料で造ることができる。

十四 タンク専用室の窓及び出入口には、防火設備を設けるとともに、延焼のおそれのある外壁に設ける出入口には、随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備を設けること。

十五 タンク専用室の窓又は出入口にガラスを用いる場合は、網入ガラスとすること。

十六 液状の危険物の屋内貯蔵タンクを設置するタンク専用室の床は、危険物が浸透しない構造とするとともに、適当な傾斜を付け、かつ、時留設備を設けること。

十七 タンク専用室の出入口のしきいの高さは、床面から〇・二メートル以上とすること。

十八 タンク専用室の採光、照明、換気及び排出の設備は、第十条第一項第十二号に掲げる屋内貯蔵所の採光、照明、換気及び排出の設備の例によるものであること。

十九 電気設備は、第九条第一項第十七号に掲げる製造所の電気設備の例によるものであること。

二 屋内タンク貯蔵所のうち引火点が四十度以上の第四類の危険物のみを貯蔵し、又は取り扱うもの（タンク専用室を平家建以外の建築物に設けるものに限る。）の位置、構造及び設備の技術上の基準は、前項第二号から第九号まで、第十六号、第十八号及び第十九号の規定の例によるほか、次のとおりとする。

一 屋内貯蔵タンクは、タンク専用室に設置すること。

二 屋内貯蔵タンクの注入口付近には、当該屋内貯蔵タンクの危険物の量を表示する装置を設けること。ただし、当該危険物の量を容易に覺知することができる場合は、この限りでない。

三 タンク専用室は、壁、柱、床及びはりを耐火構造とすること。

四 タンク専用室の存する建築物に設ける屋内貯蔵タンクのポンプ設備は、総務省令で定めるところにより設けるものであること。

五 タンク専用室には、窓を設けないこと。

六 タンク専用室の出入口には、隨時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備を設けること。

七 タンク専用室の換気及び排出の設備には、防火上有効にダンパー等を設けること。

八 タンク専用室は、屋内貯蔵タンクから漏れた危険物がタンク専用室以外の部分に流出しないような構造とすること。

九 アルキルアルミニウム、アルキルリチウム、アセトアルデヒド、酸化プロピレンその他の総務省令で定める危険物を貯蔵し、又は取り扱う屋内タンク貯蔵所については、当該危険物の性質に応じ、総務省令で、第一項に掲げる基準を超える特例を定めることができる。

(地下タンク貯蔵所の基準)

十三 地下タンク貯蔵所（次項及び第三項に定めるものを除く。）の位置、構造及び設備の技術上の基準は、次のとおりとする。

二 一 危険物を貯蔵し、又は取り扱う地下タンク室の内側との間隔を保つものとし、かつ、当該タンクの周囲に乾燥砂をつめること。

三 地下貯蔵タンクの頂部は、〇・六メートル以上地盤面から下にあること。

四 四 地下貯蔵タンクを二以上隣接して設置する場合は、その相互間に一メートル（当該二以上の地下貯蔵タンクの容量の総和が指定数量の百倍以下であるときは、〇・五メートル）以上の間隔を保つこと。

五 地下タンク貯蔵所には、総務省令で定めるところにより、見やすい箇所に地下タンク貯蔵所である旨を表示した標識及び防火に関する必要な事項を掲示した掲示板を設けること。

六 六 地下貯蔵タンクは、総務省令で定めるところにより厚さ三・二ミリメートル以上の鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料で気密に造るとともに、圧力タンクを除くタンクにあつては七十キロ・パスカルの圧力まで、圧力タンクにあつては最大常用圧力の一・五倍の圧力で、それぞれ十分間行う水圧試験（高圧ガス保安法第二十条第一項若しくは第三項若しくは第三十九条の二十二第一項の規定の適用を受ける高圧ガスの製造のための施設、労働安全衛生法別表第二第二号若しくは第四号に掲げる機械等又は労働安全衛生法施行令第十二条第一項第二号に掲げる機械等である圧力タンクにあつては、総務省令で定めるところにより行う水圧試験。第十五条第一項第二号において同じ。）において、漏れ、又は変形しないものであること。

七 七 地下貯蔵タンクの外面は、総務省令で定めるところにより保護すること。

八 八 地下貯蔵タンクには、総務省令で定めるところにより、通気管又は安全装置を設けること。

九 九 液体の危険物の地下貯蔵タンクには、屋外に設けることとするほか、第十一条第一項第十号に掲げる屋外貯蔵タンクの注入口の例によるものであること。

九の二 地下貯蔵タンクのポンプ設備は、ポンプ及び電動機を地下貯蔵タンク外に設けるポンプ設備にあつては第十一条第一項第十号の二（イ及びロを除く。）に掲げる屋外貯蔵タンクのポンプ設備の例により、ポンプ又は電動機を地下貯蔵タンク内に設けるポンプ設備にあつては総務省令で定めるところにより設けるものであること。

十 地下貯蔵タンクの配管の位置、構造及び設備は、次号に定めるもののか、第九条第一項第二十一号に掲げる製造所の危険物を取り扱う配管の例によるものであること。

十一 地下貯蔵タンクの配管は、当該タンクの頂部に取り付けること。

十二 電気気設備は、第九条第一項第十七号に掲げる製造所の電気設備の例によるものであること。

十三 地下貯蔵タンク又はその周囲には、総務省令で定めるところにより、当該タンクから液体の危険物の漏れを検知する設備を設けること。

十四 タンク室は、総務省令で定めるところにより、必要な強度を有し、かつ、防水の措置を講じたものとすること。

十五 地下タンク貯蔵所（地下貯蔵タンクに、鋼板を間げきを有するように取り付け又は強化プラスチックを間げきを有するよう被覆したものと位置を設置する地下タンク貯蔵所に限る。）の位置、構造及び設備の技術上の基準は、前項第二号から第五号まで、第六号（水压試験に係る部分に限る。）、第八号から第十二号まで及び第十四号の規定の例によるほか、次のとおりとする。この場合において、同項第二号から第四号までの規定中「地下貯蔵タンク」とあるのは、「次項第二号に規定する二重殻タンク」とする。

一 地下貯蔵タンクは、次のいずれかの措置を講じて設置すること。

イ 地下貯蔵タンク（第三号イに掲げる材料で造ったものに限る。）に、総務省令で定めるところにより鋼板を間げきを有するように取り付け、かつ、危険物の漏れを常時検知するための総務省令で定める設備を設けること。

区分	空地の幅
指定数量の倍数が十以下の 屋外貯蔵所	三メートル
以上	一メートル

第十六条 屋外貯蔵所のうち危険物を容器に収納して貯蔵し、又は取り扱うものの位置、構造及び設備の技術上の基準は、次のとおりとする。
一 屋外貯蔵所の位置は、第九条第一項第一号に掲げる製造所の位置の例によるものであること。

4 アルキルアルミニウム、アルキルチウム、アセトアルデヒド、酸化プロピレンその他の総務省令で定める危険物を貯蔵し、又は取り扱う移動タンク貯蔵所については、当該危険物の性質に応じ、総務省令で、第一項及び第二項に掲げる基準を超える特例を定めることができる。
5 国際海事機関が採択した危険物の運送に関する規程に定める基準に適合する移動タンク貯蔵所については、総務省令で、第一項、第二項及び前項に掲げる基準の特例を定めることができる。

2
3 移動タンク貯蔵所のうち移動貯蔵タンクを車両等に積み替えるための構造を有するもの(第三百二十六条、第二十七条及び第四十条において「積載式移動タンク貯蔵所」という。)については、総務省令で、前項に掲げる基準の特例を定めることができる。

3 航空機又は船舶の燃料タンクに直接給油するための給油設備を備えた移動タンク貯蔵所については、総務省令で、第一項に掲げる基準の特例を定めることができる。

五	指定数量の倍数が五十を超える屋外貯蔵所	六十メートル以上
六	二十以下の屋外貯蔵所	二十メートル以上
七	指定数量の倍数が二十を超える五十以下の屋外貯蔵所	三十メートル以上
八	二百以下の屋外貯蔵所	二メートル以上
九	えふる屋外貯蔵所	一メートル以上
十	屋外貯蔵所には、総務省令で定めるところにより、見やすい箇所に屋外貯蔵所である旨を表示した標識及び防火に関する必要な事項を掲示した掲示板を設けること。	一メートル以上
十一	屋外貯蔵所に架台を設ける場合には、架台の構造及び設備は、総務省令で定めるところによるものであること。	一メートル以上
十二	二二以上の囲いを設ける場合にあつては、それぞれの囲いの内部の面積を合算した面積は一千平方メートル以下とし、かつ、隣接する囲いと囲いとの間隔を前項第四号の規定により当該屋外貯蔵所が保有しなければならないこととされる空地の幅の三分の一以上とすること。	一メートル以上
十三	囲いには、不燃材料で造るとともに、硫黄等が漏れない構造とすること。	一メートル以上
十四	囲いの高さは、一・五メートル以下とすること。	一メートル以上
十五	硫黄等を貯蔵し、又は取り扱う場所の周囲には、排水溝及び分離槽を設けること。	一メートル以上
十六	高引火点危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う屋外貯蔵所については、総務省令で、第一項に掲げる基準の特例を定めることができる。	一メートル以上
十七	第二類の危険物のうち引火性固体(引火点が二十一度未満のものに限る)又は第四類の危険物のうち第一石油類若しくはアルコール類を貯蔵し、又は取り扱う屋外貯蔵所については、当該危険物の性質に応じ、総務省令で、第一項に掲げる基準を超える特例を定めることができ	一メートル以上

（給油取扱所の基準）

第三節 取扱所の位置、構造及び設備の基準

第十七条 給油取扱所（次項に定めるものを除く。）の位置、構造及び設備の技術上の基準は、次のとおりとする。

一 給油取扱所の給油設備は、ポンプ機器及びホース機器からなる固定された給油設備（以下この条及び第二十七条において「固定給油設備（以降「設備」という。）」とすること。）である。

二 固定給油設備のうちホース機器の周囲（懸垂式の固定給油設備につては、ホース機器の下方）に、自動車等に直接給油し、及び給油を受ける自動車等が出入りするための、間口十メートル以上、奥行六メートル以上の空地で総務省令で定めるもの（以下この条及び第二十七条において「給油空地」という。）を保有すること。

三 給油取扱所に灯油若しくは軽油を容器に詰め替え、又は車両に固定された容量四千リットル以下のタンク（容量二千リットルを超えるタンクにあつては、その内部を二千リットル以下ごとに仕切つたものに限る。）に注入するための固定された注油設備（ポンプ機器及びホース機器からなるものをいう。以下この条及び第二十七条において「固定注油設備」という。）を設ける場合は、固定注油設備のうちホース機器の周囲（懸垂式の固定注油設備にあつては、ホース機器の下方）に、灯油若しくは軽油を容器に詰め替え、又は車両に固定されたタンクに注入するための空地で総務省令で定めるもの（以下この条及び第二十七条において「注油空地」という。）を給油空地以外の場所に保有すること。

四 給油空地及び注油空地は、漏れた危険物が浸透しないための総務省令で定める舗装をすること。

五 給油空地及び注油空地には、漏れた危険物及び可燃性の蒸気が滞留せず、かつ、当該危険物その他の液体が当該給油空地及び注油空地以外の部分に流出しないよう、総務省令で定める措置を講ずること。

六 給油取扱所には、総務省令で定めるところにより、見やすい箇所に給油取扱所である旨を表示した標識及び防火に関する必要な事項を掲示した掲示板を設けること。

七 給油取扱所には、固定給油設備若しくは固定注油設備に接続する専用タンク又は容量一定

万リットル以下の廃油タンクその他の総務省令で定めるタンク（以下この条及び第二十七条において「廃油タンク等」という。）を地盤面下に埋没して設ける場合を除き、危険物を取り扱うタンクを設けないこと。ただし、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第五号の防火地域及び準防火地域以外の地域においては、地盤面上に固定給油設備に接続する容量六百リットル以下の簡易タンクを、その取り扱う同一品質の危険物ごとに一個ずつ三個まで設けることができる。

八 前号の専用タンク、廃油タンク等又は簡易タンクを設ける場合には、当該専用タンク、廃油タンク等又は簡易タンクの位置、構造及び設備は、次によること。

イ 専用タンク又は廃油タンク等の位置、構造及び設備は、第十三条第一項（第五号、第九号（掲示板に係る部分に限る。）、第九号の二及び第十二号を除く。）、同条第二項（同項においてその例によるものとされる同条第一項第五号、第九号（掲示板に係る部分に限る。）、第九号の二及び第十二号を除く。）又は同条第三項（同項においてその例によるものとされる同条第一項第五号、第九号（掲示板に係る部分に限る。）、第九号の二及び第十二号を除く。）に掲げる地下タンク貯蔵所の地下貯蔵タンクの位置、構造及び設備の例によるものであること。

ロ 簡易タンクの構造及び設備は、第十四条第四号及び第六号から第八号までに掲げる簡易タンク貯蔵所の簡易貯蔵タンクの構造及び設備の例によるものであること。

九 固定給油設備又は固定注油設備に危険物を注入するための配管は、当該固定給油設備又は固定注油設備に接続する第七号の専用タンク又は簡易タンクからの配管のみとすること。

十 固定給油設備及び固定注油設備は、漏れるおそれがない等火災予防上安全な総務省令で定める構造とするとともに、先端に弁を設けた全長五メートル（懸垂式の固定給油設備及び固定注油設備については、総務省令で定める長さ）以下の給油ホース又は注油ホース及びこれらの先端に蓄積される静電気を有効に除去する装置を設けること。

懸垂式の固定給油設備		その他の固定給油設備		固定給油設備の区分	
懸垂式の固定給油設備		その他の固定給油設備		固定給油設備の区分	
道路境界線 次の表に掲げる固定給油設備の区分に応じそれぞれ同表に定める間隔	固定給油設備の区分	懸垂式の固定給油設備	その他の固定給油設備	懸垂式の固定給油設備	その他の固定給油設備
固定給油設備に接続される給油ホースのうちその全長が最大であるものの全長（以下このイ及び次号イにおいて「最大給油ホース全長」という。）が三メートル以下	四メートル以上	四メートル以上	四メートル以上	四メートル以上	四メートル以上
最大給油ホース全長が三メートルを超えて「最大給油ホース全長」という。）が三メートル以下	五メートル以上	五メートル以上	五メートル以上	五メートル以上	五メートル以上
最大給油ホース全長が四メートルを超えて「最大給油ホース全長」という。）が四メートル以下	六メートル以上	六メートル以上	六メートル以上	六メートル以上	六メートル以上
最大給油ホース全長が四メートルを超えて「最大給油ホース全長」という。）が四メートル以上	六メートル以上	六メートル以上	六メートル以上	六メートル以上	六メートル以上

懸垂式の固定注油設備		その他の固定注油設備		固定給油設備の区分	
懸垂式の固定注油設備		その他の固定注油設備		固定給油設備の区分	
道路境界線 次の表に掲げる固定注油設備の区分に応じそれ同表に定める間隔	固定注油設備の区分	懸垂式の固定注油設備	その他の固定注油設備	懸垂式の固定給油設備	その他の固定給油設備
固定注油設備に接続される注油ホースのうちその全長が最大であるものの全長（以下このロにおいて「最大注油ホース全長」という。）が三メートル以下	四メートル以上	四メートル以上	四メートル以上	四メートル以上	四メートル以上
最大注油ホース全長が三メートルを超えて「最大注油ホース全長」という。）が三メートル以下	五メートル以上	五メートル以上	五メートル以上	五メートル以上	五メートル以上
最大注油ホース全長が四メートルを超えて「最大注油ホース全長」という。）が四メートル以下	六メートル以上	六メートル以上	六メートル以上	六メートル以上	六メートル以上
最大注油ホース全長が四メートルを超えて「最大注油ホース全長」という。）が四メートル以上	六メートル以上	六メートル以上	六メートル以上	六メートル以上	六メートル以上

ハ 敷地境界線	ロ 建築物の壁	ハ 敷地境界線	ロ 建築物の壁	ハ 敷地境界線	ロ 建築物の壁
ハ 敷地境界線	ロ 建築物の壁	ハ 敷地境界線	ロ 建築物の壁	ハ 敷地境界線	ロ 建築物の壁
ハ 敷地境界線	ロ 建築物の壁	ハ 敷地境界線	ロ 建築物の壁	ハ 敷地境界線	ロ 建築物の壁
ハ 敷地境界線	ロ 建築物の壁	ハ 敷地境界線	ロ 建築物の壁	ハ 敷地境界線	ロ 建築物の壁
ハ 敷地境界線	ロ 建築物の壁	ハ 敷地境界線	ロ 建築物の壁	ハ 敷地境界線	ロ 建築物の壁

イ 固定給油設備（総務省令で定めるところによりホース機器と分離して設置されるポンプ機器を除く。）次に掲げる固定給油設備等に定める間隔を保つこと。ただし、総務省令で定めるところによりホース機器と分離して設置されるポンプ機器については、この限りでない。	二十一 ポンプ室その他の危険物を取り扱う室（以下この号において「ポンプ室等」という。）を設ける場合にあつては、ポンプ室等は、次によること。	二十二 ポンプ室等には、その蒸気を屋外に排出する構造とするとともに、漏れた危険物及び可燃性の蒸気が滞留しないよう適当な傾斜を付け、かつ、貯留設備を設けること。
二十三 固定注油設備は、次に掲げる固定給油設備等からそれ当該固定給油設備等にて定める間隔を保つこと。ただし、総務省令で定めるところによりホース機器と分離して設置されるポンプ機器については、この限りでない。	二十三 建築物の壁に開口部がない場合には、一メートル以上	二十三 建築物の壁に開口部がない場合には、一メートル以上
二十四 懸垂式の固定給油設備及び固定注油設備にあっては、ホース機器の引出口の高さを地盤面から四・五メートル以下とすること。	二十四 懸垂式の固定給油設備及び固定注油設備にあっては、ホース機器の引出口の高さを地盤面から四・五メートル以下とすること。	二十四 懸垂式の固定給油設備及び固定注油設備にあっては、ホース機器の引出口の高さを地盤面から四・五メートル以下とすること。
二十五 懸垂式の固定給油設備又は固定注油設備を設ける給油取扱所には、当該固定給油設備又は固定注油設備により専用タンクからの危険物の移送を緊急に止めることができ装置を設けること。	二十五 懸垂式の固定給油設備又は固定注油設備を設ける給油取扱所には、当該固定給油設備又は固定注油設備により専用タンクからの危険物の移送を緊急に止めることができ装置を設けること。	二十五 懸垂式の固定給油設備又は固定注油設備を設ける給油取扱所には、当該固定給油設備又は固定注油設備により専用タンクからの危険物の移送を緊急に止めことができ装置を設けること。
二十六 納入場所には、給油その他の業務のための建物（避難又は防火上支障がないと認められる総務省令で定める用途に供するものに限る。）以外の建築物その他の工作物を設けないこと。この場合において、給油取扱所の係員以外の者が出入する建築物の部分で総務省令で定めるものの床面積の合計は、避難又は防火上支障がないと認められる総務省令で定める面積を超えてはならない。	二十六 納入場所には、給油その他の業務のための建物（避難又は防火上支障がないと認められる総務省令で定める用途に供するものに限る。）以外の建築物その他の工作物を設けないこと。この場合において、給油取扱所の係員以外の者が出入する建築物の部分で総務省令で定めるものの床面積の合計は、避難又は防火上支障がないと認められる総務省令で定める面積を超えてはならない。	二十六 納入場所には、給油その他の業務のための建物（避難又は防火上支障がないと認められる総務省令で定める用途に供するものに限る。）以外の建築物その他の工作物を設けないこと。この場合において、給油取扱所の係員以外の者が出入する建築物の部分で総務省令で定めるものの床面積の合計は、避難又は防火上支障がないと認められる総務省令で定める面積を超えてはならない。
二十七 前号の給油取扱所に設ける建築物は、壁、柱、床、はり及び屋根を耐火構造とし、又は不燃材料で造るとともに、窓及び出入口（自動車等の出入口）で総務省令で定めるものを除く。に防火設備を設けること。この場合において、当該建築物の総務省令で定める部分を除く。は、漏れた可燃性の蒸気がその内部に流入しない総務省令で定める構造とすること。	二十七 前号の給油取扱所に設ける建築物は、壁、柱、床、はり及び屋根を耐火構造とし、又は不燃材料で造るとともに、窓及び出入口（自動車等の出入口）で総務省令で定めるものを除く。に防火設備を設けること。この場合において、当該建築物の他の部分と区画され、かつ、防火上必要な総務省令で定める構造としなければならない。	二十七 前号の給油取扱所に設ける建築物は、壁、柱、床、はり及び屋根を耐火構造とし、又は不燃材料で造るとともに、窓及び出入口（自動車等の出入口）で総務省令で定めるものを除く。に防火設備を設けること。この場合において、当該建築物の他の部分と区画され、かつ、防火上必要な総務省令で定める構造としなければならない。
二十八 前号の建築物のうち、事務所その他火気を使用するもの（総務省令で定める部分を除く。）は、漏れた可燃性の蒸気がその内部に流入しない総務省令で定める構造とすること。	二十八 前号の建築物のうち、事務所その他火気を使用するもの（総務省令で定める部分を除く。）は、漏れた可燃性の蒸気がその内部に流入しない総務省令で定める構造とすること。	二十八 前号の建築物のうち、事務所その他火気を使用するもの（総務省令で定める部分を除く。）は、漏れた可燃性の蒸気がその内部に流入しない総務省令で定める構造とすること。
二十九 給油取扱所の周囲には、自動車等の出入りする側を除き、火災による被害の拡大を防止するための高さ二メートル以上の壁又は壁であつて、耐火構造のもの又は不燃材料で造られたもので総務省令で定めるものを設けること。	二十九 給油取扱所の周囲には、自動車等の出入りする側を除き、火災による被害の拡大を防止するための高さ二メートル以上の壁又は壁であつて、耐火構造のもの又は不燃材料で造られたもので総務省令で定めるものを設けること。	二十九 給油取扱所の周囲には、自動車等の出入りする側を除き、火災による被害の拡大を防止するための高さ二メートル以上の壁又は壁であつて、耐火構造のもの又は不燃材料で造られたもので総務省令で定めるものを設けること。
三十 イ ポンプ室等の床は、危険物が浸透しない構造とするとともに、漏れた危険物及び可燃性の蒸気が滞留しないよう適当な傾斜を付け、かつ、貯留設備を設けること。	三十 イ ポンプ室等の床は、危険物が浸透しない構造とするとともに、漏れた危険物及び可燃性の蒸気が滞留しないよう適当な傾斜を付け、かつ、貯留設備を設けること。	三十 イ ポンプ室等の床は、危険物が浸透しない構造とするとともに、漏れた危険物及び可燃性の蒸気が滞留しないよう適当な傾斜を付け、かつ、貯留設備を設けること。
三十一 専用タンク及び廃油タンク等には、総務省令で定めるところにより、通気管又は安全裝置を設けること。	三十一 専用タンク及び廃油タンク等には、総務省令で定めるところにより、通気管又は安全裝置を設けること。	三十一 専用タンク及び廃油タンク等には、総務省令で定めるところにより、通気管又は安全裝置を設けること。

四 専用タンクには、危険物の過剰な注入を自動的に防止する設備を設けること。

五 建築物の屋内給油取扱所の用に供する部分は、壁、柱、床、はり及び屋根を耐火構造とするとともに、開口部のない耐火構造の床又は壁で当該建築物の他の部分と区画されたものであること。ただし、建築物の屋内給油取扱所の用に供する部分の上部に上階がない場合には、屋根を不燃材料で造ることができること。

六 建築物の屋内給油取扱所の用に供する部分のうち総務省令で定める部分は、開口部のない耐火構造の床又は壁で当該建築物の屋内給油取扱所の用に供する部分のうち、事務所その他の火気を使用するもの（総務省令で定める部分を除く。）は、漏れた可燃性の蒸気がその内部に流入しない総務省令で定める構造とすること。

七 建築物の屋内給油取扱所の用に供する部分の窓及び出入口（自動車等の出入口で総務省令で定めるものを除く。）には、防火設備を設けること。

八 建築物の屋内給油取扱所の用に供する部分のうち、事務所その他の火気を使用するもの（総務省令で定める部分を除く。）は、漏れた可燃性の蒸気がその内部に流入しない総務省令で定める構造とすること。

九 建築物の屋内給油取扱所の用に供する部分の一階の二方に於ては、自動車等の出入する側又は通風及び避難のための総務省令で定める空地に面するとともに、壁を設けないこと。ただし、総務省令で定める措置を講じた屋内給油取扱所については、当該建築物の屋内給油取扱所の用に供する部分の一階の一方について、自動車等の出入する側に面するとともに、壁を設けないことをもつて足りる。

十 建築物の屋内給油取扱所の用に供する部分については、可燃性の蒸気が滞留するおそれのある穴、くぼみ等を設けないこと。

十一 建築物の屋内給油取扱所の用に供する部分は、当該部分の上部に上階がある場合にあつては、危険物の漏えいの拡大及び上階への延焼を防止するための総務省令で定める措置を講ずること。

十二 次に掲げる給油取扱所については、総務省令で、前二項に掲げる基準の特例（第五号に掲げるものにあつては、第一項に掲げる基準の特例に限る。）を定めることができる。

四 一 飛行場で航空機に給油する給油取扱所
二 船舶に給油する給油取扱所
三 鉄道又は軌道によつて運行する車両に給油する給油取扱所

五 一 圧縮天然ガスその他の総務省令で定めるガスを内燃機関の燃料として用いる自動車等に当該ガスを充てんするための設備を設ける給油取扱所（第六号に掲げるものを除く。）

六 一 総務省令で定める自家用の給油取扱所
二 第四類の危険物のうちメタノール若しくはエタノール又はこれらを含有するものを取り扱う給油取扱所については、当該危険物の性質に応じ、総務省令で、前三項に掲げる基準を超える特例を定めることができる。

顧客に自ら自動車等に給油させ、又は灯油若しくは軽油を容器に詰め替えさせる給油取扱所として総務省令で定めるもの（第二十七条第一号及び第一号の三において「顧客に自ら自動車等をさせる給油取扱所」という。）については、総務省令で、前各項に掲げる基準を超える特例を定めることができる。
(販売取扱所の基準)

第十八条 第一種販売取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準は、次のとおりとする。

一 第一種販売取扱所は、建築物の一階に設置すること。

二 第一種販売取扱所には、総務省令で定めるところにより、見やすい箇所に第一種販売取扱所である旨を表示した標識及び防火に関する必要な事項を掲示した掲示板を設けること。

三 建築物の第一種販売取扱所の用に供する部分は、壁を準耐火構造（建築基準法第二条第三項第七号の二の準耐火構造をいい、耐火構造以外のものにあつては、不燃材料で造られたものに限る。）とすること。ただし、第一種販売取扱所の用に供する部分とその他の部分との隔壁は、耐火構造としなければならない。

建築物の第一種販売取扱所の用に供する部分は、上階がある場合にあつては上階の床を耐火構造とし、上階のない場合にあつては、これを不燃材料で造ること。

根を耐火構造とし、又は不燃材料で造ること。

六 建築物の第一種販売取扱所の用に供する部分の窓及び出入口には、防火設備を設けること。

七 建築物の第一種販売取扱所の用に供する部分の窓又は出入口にガラスを用いる場合は、網入ガラスとすること。

八 建築物の第一種販売取扱所の用に供する部分の電気設備は、第九条第一項第十七号に掲げる製造所の電気設備の例によるものであること。

九 危険物を配合する室は、次によること。

イ 床面積は、六平方メートル以上十平方メートル以下であること。

ロ 壁で区画すること。

ハ 床は、危険物が浸透しない構造とするとともに、適当な傾斜を付け、かつ、貯留設備を設けること。

二 出入口には、隨時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備を設けること。

ホ 出入口のしきいの高さは、床面から〇・一メートル以上とすること。

ヘ 内部に滞留した可燃性の蒸氣又は可燃性の微粉を屋根上に排出する設備を設けること。

三 第二種販売取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準は、前項第一号、第二号及び第七号から第九号までの規定の例によるほか、次のとおりとする。

一 建築物の第二種販売取扱所の用に供する部分は、壁、柱、床及び梁を耐火構造とするとともに、天井を設ける場合にあつては、これを行火材料で造ること。

二 建築物の第二種販売取扱所の用に供する部分は、上階がある場合にあつては上階の床を耐火構造とするとともに、上階への延焼を防止するための措置を講ずることとし、上階のない場合にあつては屋根を耐火構造とすること。

三 建築物の第二種販売取扱所の用に供する部分には、当該部分のうち延焼のおそれのない部分に限り、窓を設けることができるものとし、当該窓には防火設備を設けること。

四 建築物の第二種販売取扱所の用に供する部分の出入口には、防火設備を設けること。ただし、当該部分のうち延焼のおそれのある壁

(移送取扱所の基準)

第十八条の二 移送取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準は、石油パイプライン事業法(昭和四十七年法律第二百五号)第五条第二項第二号に規定する事業用施設に係る同法第十五条规定第三項第二号の規定に基づく技術上の基準に準じて総務省令で定める。

2 第六類の危険物のうち過酸化水素又はこれを含有するものを取り扱うものであることその他の特別な事情により前項の基準によることが適当でないものとして総務省令で定める移送取扱所については、総務省令で、同項の基準の特例を定めることができる。

(一般取扱所の基準)

第十九条 第九条第一項の規定は、一般取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準について準用する。

2 次に掲げる一般取扱所のうち総務省令で定めるものについては、総務省令で、前項に掲げる基準の特例を定めることができる。

一 専ら吹付塗装作業を行う一般取扱所その他これに類する一般取扱所

二 専ら焼入れ作業を行う一般取扱所その他これらに類する一般取扱所

三 危険物を消費するボイラーやバーナー以外では危険物を取り扱わない一般取扱所その他これに類する一般取扱所

四 専ら車両に固定されたタンクに危険物を注入する作業を行う一般取扱所その他これに類する一般取扱所

五 専ら容器に危険物を詰め替える作業を行う一般取扱所

六 危険物を用いた油圧装置又は潤滑油循環装置以外では危険物を取り扱わない一般取扱所その他これに類する一般取扱所

七 切削油として危険物を用いた切削装置又は研削装置以外では危険物を取り扱わない一般取扱所その他これに類する一般取扱所

八 危険物以外の物を加熱するための危険物を用いた熱媒体油循環装置以外では危険物を取り扱わない一般取扱所その他これに類する一般取扱所

クに注入するときは、容器又は車両の一部若しくは全部が注油空地からはみ出たままで灯油若しくは軽油を容器に詰め替え、又は車両に固定されたタンクに入れないこと。

ヘ 移動貯蔵タンクから専用タンク又は廃油タンク等に危険物を注入するときは、移動タンク貯蔵所を専用タンク又は廃油タンク等の注入口の付近に停車させること。

ト 給油取扱所に専用タンク又は簡易タンク(以下このト及びチにおいて「専用タンク等」という。)がある場合において、当該専用タンク等に危険物を注入するときは、次に掲げる措置を講ずること。

(1) 当該専用タンク等に接続する固定給油設備又は固定注油設備の使用を中止すること。ただし、専用タンクに危険物を注入する場合において、総務省令で定める措置を講じたときは、この限りでない。

(2) 自動車等を当該専用タンク等の注入口に近づけないこと。

チ 固定給油設備又は固定注油設備には、当該固定給油設備又は固定注油設備に接続する専用タンク等の配管以外のものによつて、危険物を注入しないこと。

リ 自動車等に給油するときその他の総務省令で定めるときは、固定給油設備又は専用タンクの注入口若しくは通気管の周囲で総務省令で定める部分においては、他の自動車等が駐車することを禁止するとともに、自動車等の点検若しくは整備又は洗浄を行わないこと。

ヌ 第十七条第二項第九号の総務省令で定める空地には、自動車等が駐車又は停車することを禁止するとともに、避難上支障となる物件を置かないこと。

ル 第十七条第二項第九号ただし書に該当する屋内給油取扱所において専用タンクに危険物を注入するときは、可燃性の蒸気の放出を防止するため、総務省令で定めるところにより行うこと。

ヲ 自動車等の洗浄を行う場合は、引火点を有する液体の洗剤を使用しないこと。ワ 物品の販売その他の総務省令で定める業務は、総務省令で定めるところにより行うこと。

七条第一項第十七号の建築物(屋内給油取

扱所にあつては、建築物の屋内給油取扱所の用に供する部分)の一階(総務省令で定める部分を除く。)における取扱いの基準

力 めるところにより行うこと。

ヘ 移動貯蔵タンクから危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクに液体の危険物を注入するときは、当該タンクの注入口に移動貯蔵タンク等の注入口の付近に停車させること。

ト 給油取扱所に専用タンク又は簡易タンク(以下このト及びチにおいて「専用タンク等」という。)がある場合において、当該専用タンク等に危険物を注入するときは、次に掲げる措置を講ずること。

(1) 当該専用タンク等に接続する固定給油設備又は固定注油設備の使用を中止すること。ただし、専用タンクに危険物を注入する場合において、総務省令で定める措置を講じたときは、この限りでない。

(2) 自動車等を当該専用タンク等の注入口に近づけないこと。

チ 固定給油設備又は固定注油設備には、当該固定給油設備又は固定注油設備に接続する専用タンク等の配管以外のものによつて、危険物を注入しないこと。

リ 自動車等に給油するときその他の総務省令で定めるときは、固定給油設備又は専用タンクの注入口若しくは通気管の周囲で総務省令で定める部分においては、他の自動車等が駐車することを禁止するとともに、自動車等の点検若しくは整備又は洗浄を行わないこと。

ヌ 第十七条第二項第九号ただし書に該当する屋内給油取扱所において専用タンクに危険物を注入するときは、可燃性の蒸気の放出を防止するため、総務省令で定めるところにより行うこと。

ヲ 自動車等の洗浄を行う場合は、引火点を有する液体の洗剤を使用しないこと。

ワ 物品の販売その他の総務省令で定める業務は、総務省令で定めるところにより行うこと。

七条第一項第十七号の建築物(屋内給油取

第五章 運搬及び移送の基準

(運搬容器)

イ 移動貯蔵タンクから危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクに液体の危険物を注入するときは、当該タンクの注入ホースを緊結すること。ただし、総務省令で定めるところにより、総務省令で定めるタンクに引火点が四十度以上を越す燃料に自ら自動車等に給油させ、又はガソリン、灯油若しくは軽油を容器に詰め替えるさせ、若しくは灯油若しくは軽油を車両に固定されたタンクに注入させないこと。

ヨ リ 顧客に自ら自動車等に給油させ、又はガ

ソリン、灯油若しくは軽油を容器に詰め替えるさせ、若しくは灯油若しくは軽油を車両に固定されたタンクに注入させないこと。

ト ヨ 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所における取扱いの基準は、前号(イ、ハ及びチを除く。)の規定の例によるほか、総務省令で定めること。

一の二 第十七条第三項第一号から第三号まで掲げる給油取扱所における取扱いの基準は、前号(イ、ハ及びチを除く。)の規定の例によるほか、総務省令で定めること。

二 第一種販売取扱所及び第二種販売取扱所における取扱いの基準

イ 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所における取扱いの基準は、第一号(ヨを除し、かつ、容器入りのまま販売するこ

と。

ロ 第一種販売取扱所及び第二種販売取扱所においては、塗料類その他の総務省令で定める危険物を第十八条第一項第九号で定める室で配合する場合を除き、危険物の配合又は詰替えを行わないこと。

三 移送取扱所における取扱いの基準

イ 危険物の移送は、危険物を移送するための配管及びポンプ並びにこれらに附属する設備(危険物を運搬する船舶からの陸上への危険物の移送の取扱いを行う移送取扱所においては、危険物を移送するための配管及びこれに附属する設備。ロにおいて同じ。)の安全を確認した後に開始すること。

ロ 危険物の移送中は、移送する危険物の圧力及び流量を常に監視し、並びに一日に一回以上、危険物を移送するための配管及びポンプ並びにこれらに附属する設備の安全を感知し、又は地震の情報を得た場合は、直ちに、総務省令で定めるところにより、災害の発生又は拡大を防止するため必要な措置を講ずること。

四 移動タンク貯蔵所(積載式移動タンク貯蔵所を除く。)における取扱いの基準

イ 移動貯蔵タンクから危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクに液体の危険物を注入するときは、当該タンクの注入ホースを緊結すること。ただし、総務省令で定めるところにより、総務省令で定めるタンクに引火点が四十度以上を越す燃料を貯蔵するための容器(以下「運搬容器」という。)の技術上の基準は、次のとおりとする。

一 運搬容器の材質は、鋼板、アルミニウム板、ブリキ板、ガラスその他総務省令で定めるものであること。

二 運搬容器の構造及び最大容積は、総務省令で定めるものであること。

三 運搬容器の構造及び最大容積は、総務省令で定めるものであること。

四 運搬容器は、収納口を上方に向けて積載すること。

五 総務省令で定める危険物は、日光の直射又は雨水の浸透を防ぐため有効に被覆する等当該危険物の性質に応じて総務省令で定める措置を講じて積載すること。

六 危険物は、総務省令で定めるところにより、類を異にするその他の危険物又は災害を発生させるおそれのある物品と混載しないこと。

七 危険物を収納した運搬容器を積み重ねる場合においては、総務省令で定める高さ以下で、総務省令で定めるところにより積載する

四 第二十九条 法第十六条の規定による積載方法の技術上の基準は、次のとおりとする。

一 危険物は、前条の運搬容器に総務省令で定めるところにより収納して積載すること。ただし、塊状の硫黄等を運搬するため積載する場合又は危険物を一の製造所等から当該製造所等の存する敷地と同一の敷地内に存する他の製造所等へ運搬するため積載する場合は、この限りでない。

二 運搬容器の構造及び最大容積は、総務省令で定めるものであること。

三 危険物は、当該危険物が転落し、又は危険物を収納した運搬容器が落下し、転倒し、若しくは破損しないように積載すること。

四 運搬容器は、収納口を上方に向けて積載すること。

五 総務省令で定める危険物は、日光の直射又は雨水の浸透を防ぐため有効に被覆する等当該危険物の性質に応じて総務省令で定める措置を講じて積載すること。

六 危険物は、総務省令で定めるところにより、類を異にするその他の危険物又は災害を発生させるおそれのある物品と混載しないこと。

七 危険物を収納した運搬容器を積み重ねる場合においては、総務省令で定める高さ以下で、総務省令で定めるところにより積載する

二 指定数量以上の危険物を車両で運搬する場合には、総務省令で定めるところにより、当該車両に標識を掲げること。

三 指定数量以上の危険物を車両で運搬する場合において、積替、休憩、故障等のため車両を一時停止させるとときは、安全な場所を選び、かつ、運搬する危険物の保安に注意すること。

四 指定数量以上の危険物を車両で運搬する場合には、第二十条に規定する消防設備のうち当該危険物に適応するものを備えること。

五 危険物の運搬中危険物が著しくもれる等災害が発生するおそれのある場合は、災害を防止するため応急の措置を講ずるとともに、もとよりの消防機関その他の関係機関に通報すること。

六 品名又は指定数量を異にする二以上の危険物を運搬する場合において、当該運搬に係るそれぞれの危険物の数量を当該危険物の指定数量で除し、その商の和が「以上となるときは、指定数量以上の危険物を運搬しているものとみなすこと」。

2

(移送の基準)

第三十条の二 法第十六条の二第二項の移動タンク貯蔵所による危険物の移送に際して政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 危険物の移送をする者は、移送の開始前に、移動貯蔵タンクの底弁その他の弁、マンホール及び注入口のふた、消火器等の点検を十分に行なうこと。

二 危険物の移送をする者は、当該移送が総務省令で定める長時間にわたるおそれがある移送であるときは、二人以上の運転要員を確保すること。ただし、動植物油類その他総務省令で定める危険物の移送については、この限りでない。

三 危険物の移送をする者は、移動タンク貯蔵所を休憩、故障等のため一時停止させるときは、安全な場所を選ぶこと。

四 危険物の移送をする者は、移動貯蔵タンクから危険物が著しくもれる等災害が発生するおそれのある場合には、災害を防止するため応急措置を講ずるとともに、もとよりの消防機関その他の関係機関に通報すること。

五 危険物の移送をする者は、アルキルアルミニウム、アルキルリチウムその他の総務省令で定める危険物の移送をする場合には、総務

省令で定めるところにより、移送の経路その他必要な事項を記載した書面を関係消防機関に送付するとともに、当該書面の写しを携帯し、当該書面に記載された内容に従うこと。ただし、災害その他やむを得ない理由がある場合には、当該記載された内容に従わないとができる。

第五章の二 危険物保安統括管理者

(危険物保安統括管理者を定めなければならない事業所等)

第三十条の三 法第十二条の七第一項の政令で定める製造所、貯蔵所又は取扱所は、第四類の危険物を取り扱う製造所、移送取扱所又は一般取扱所のうち、総務省令で定めるもの以外のもの

(以下「指定施設」という。)とする。

2 法第十二条の七第一項の政令で定める数量は、指定施設において取り扱う第四類の危険物について、指定数量の三千倍に相当する数量(移送取扱所にあつては、総務省令で定める数量)とする。

3 法第十二条の七第一項の危険物保安統括管理者は、当該事業所においてその事業の実施を統括管理する者をもつて充てなければならない。

四 移動タンク貯蔵所

(引火点が四十度以上の第四類の危険物のみを取り扱うものに限る。)で次に掲げるものの

イ ポイラ、バーナーその他これらに類する装置で危険物を消費するもの

ロ 危険物を容器に詰め替えるもの

(免状の交付の申請)

(危険物保安監督者及び危険物取扱者の責務)

第三十一条 法第十三条第一項の危険物保安監督者は、危険物の取扱作業に関して保安の監督をする場合は、誠実にその職務を行わなければならぬ。

二 危険物取扱者は、危険物の取扱作業に従事するときは、法第十条第三項の貯蔵又は取扱いの技術上の基準を遵守するとともに、当該危険物の保安の確保について細心の注意を払わなければならない。

三 甲種危険物取扱者又は乙種危険物取扱者は、危険物の取扱作業の立会をする場合は、取扱作業に従事する者が法第十条第三項の貯蔵又は取扱いの技術上の基準を遵守するとともに、当該危険物の保安の確保について細心の注意を払わなければならない。

四 免状の種類並びに取り扱うことができる危険物及び甲種危険物取扱者又は乙種危険物取扱者がその取扱作業に関して立ち会うことができる危険物の種類

五 その他総務省令で定める事項

(免状の書換え)

第三十四条 免状の交付を受けている者は、免状の記載事項に変更を生じたときは、遅滞なく、当該免状を交付した都道府県知事又は居住地若しくは勤務地を管轄する都道府県知事にその書換えを申請しなければならない。

(危険物保安監督者を定めなければならない製造所等)

第三十五条 免状の交付を受けている者は、免状を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損した場合

度以上の第四類の危険物のみを貯蔵し、又は取り扱うものに限る。)

二 引火点が四十度以上の第四類の危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う屋内タンク貯蔵所又は簡易タンク貯蔵所

三 指定数量の倍数が三十以下の屋外貯蔵所又は引火点が四十度以上の第四類の危険物のみを取り扱う第一種販売取扱所又は第二種販売取扱所

四 移動タンク貯蔵所

(引火点が四十度以上の第四類の危険物のみを取り扱うものに限る。)で次に掲げるもの

イ ポイラ、バーナーその他これらに類する装置で危険物を消費するもの

ロ 危険物を容器に詰め替えるもの

(免状の交付の申請)

(危険物取扱者試験の実施に関する事務を当該指定期間内に行わせることとした都道府県知事)

三 免状の交付年月日及び交付番号

(免状の記載事項)

第三十三条 免状には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 免状の交付年月日及び交付番号

(免状の記載事項)

第三十四条 免状には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 免状の交付年月日及び交付番号

(免状の記載事項)

第三十五条 免状には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 免状の交付年月日及び交付番号

(免状の記載事項)

第三十六条 免状には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 免状の交付年月日及び交付番号

(免状の記載事項)

第三十七条 免状には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 免状の交付年月日及び交付番号

(免状の記載事項)

第三十八条 免状には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 免状の交付年月日及び交付番号

(免状の記載事項)

第三十九条 免状には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 免状の交付年月日及び交付番号

(免状の記載事項)

は、当該免状の交付又は書換えをした都道府県知事にその再交付を申請することができる。

二 免状の汚損又は破損により前項の申請をする場合は、申請書に当該免状を添えて提出しなければならない。

三 免状を亡失してその交付を受けた者は、亡失した免状を発見した場合は、これを十日以内に免状の再交付を受けた都道府県知事に提出しなければならない。

四 免状を再交付を受けた者は、亡失した免状を発見した場合は、これを十日以内に免状の再交付を受けた都道府県知事に提出しなければならない。

五 免状を再交付を受けた者は、亡失した免状を発見した場合は、これを十日以内に免状の再交付を受けた都道府県知事に提出しなければならない。

六 免状を再交付を受けた者は、亡失した免状を発見した場合は、これを十日以内に免状の再交付を受けた都道府県知事に提出しなければならない。

七 免状を再交付を受けた者は、亡失した免状を発見した場合は、これを十日以内に免状の再交付を受けた都道府県知事に提出しなければならない。

八 免状を再交付を受けた者は、亡失した免状を発見した場合は、これを十日以内に免状の再交付を受けた都道府県知事に提出しなければならない。

九 免状を再交付を受けた者は、亡失した免状を発見した場合は、これを十日以内に免状の再交付を受けた都道府県知事に提出しなければならない。

十 免状を再交付を受けた者は、亡失した免状を発見した場合は、これを十日以内に免状の再交付を受けた都道府県知事に提出しなければならない。

十一 免状を再交付を受けた者は、亡失した免状を発見した場合は、これを十日以内に免状の再交付を受けた都道府県知事に提出しなければならない。

十二 免状を再交付を受けた者は、亡失した免状を発見した場合は、これを十日以内に免状の再交付を受けた都道府県知事に提出しなければならない。

十三 免状を再交付を受けた者は、亡失した免状を発見した場合は、これを十日以内に免状の再交付を受けた都道府県知事に提出しなければならない。

十四 免状を再交付を受けた者は、亡失した免状を発見した場合は、これを十日以内に免状の再交付を受けた都道府県知事に提出しなければならない。

十五 免状を再交付を受けた者は、亡失した免状を発見した場合は、これを十日以内に免状の再交付を受けた都道府県知事に提出しなければならない。

十六 免状を再交付を受けた者は、亡失した免状を発見した場合は、これを十日以内に免状の再交付を受けた都道府県知事に提出しなければならない。

十七 免状を再交付を受けた者は、亡失した免状を発見した場合は、これを十日以内に免状の再交付を受けた都道府県知事に提出しなければならない。

十八 免状を再交付を受けた者は、亡失した免状を発見した場合は、これを十日以内に免状の再交付を受けた都道府県知事に提出しなければならない。

十九 免状を再交付を受けた者は、亡失した免状を発見した場合は、これを十日以内に免状の再交付を受けた都道府県知事に提出しなければならない。

二十 免状を再交付を受けた者は、亡失した免状を発見した場合は、これを十日以内に免状の再交付を受けた都道府県知事に提出しなければならない。

二十一 免状を再交付を受けた者は、亡失した免状を発見した場合は、これを十日以内に免状の再交付を受けた都道府県知事に提出しなければならない。

二十二 免状を再交付を受けた者は、亡失した免状を発見した場合は、これを十日以内に免状の再交付を受けた都道府県知事に提出しなければならない。

二十三 免状を再交付を受けた者は、亡失した免状を発見した場合は、これを十日以内に免状の再交付を受けた都道府県知事に提出しなければならない。

二十四 免状を再交付を受けた者は、亡失した免状を発見した場合は、これを十日以内に免状の再交付を受けた都道府県知事に提出しなければならない。

二十五 免状を再交付を受けた者は、亡失した免状を発見した場合は、これを十日以内に免状の再交付を受けた都道府県知事に提出しなければならない。

二十六 免状を再交付を受けた者は、亡失した免状を発見した場合は、これを十日以内に免状の再交付を受けた都道府県知事に提出しなければならない。

二十七 免状を再交付を受けた者は、亡失した免状を発見した場合は、これを十日以内に免状の再交付を受けた都道府県知事に提出しなければならない。

二十八 免状を再交付を受けた者は、亡失した免状を発見した場合は、これを十日以内に免状の再交付を受けた都道府県知事に提出しなければならない。

二十九 免状を再交付を受けた者は、亡失した免状を発見した場合は、これを十日以内に免状の再交付を受けた都道府県知事に提出しなければならない。

三十 免状を再交付を受けた者は、亡失した免状を発見した場合は、これを十日以内に免状の再交付を受けた都道府県知事に提出しなければならない。

るところにより編成することをもつて足りるものとする。

事業所の区分

指定施設において取り扱う第四類の危険物の最大数量が指定数量の十二万倍未満である事業所	十人	五人	人員
以上二十四万倍未満である事業所	二台	一台	自動車の台数
指定施設において取り扱う第四類の危険物の最大数量が指定数量の四十八万倍以上四十八万倍未満である事業所	二十四台	一台	消防車の台数

(映写室の基準)

第三十九条 法第十五条规定する映写室の構造及び設備の技術上の基準は、次のとおりとする。

一 映写室には、総務省令で定めるところにより、見やすい箇所に映写室である旨を表示した標識及び防火に関し必要な事項を掲示したこと。

二 映写室の壁、柱、床及び天井は、耐火構造とすること。

三 映写室は、間口を一メートルに映写機一台につき一メートルを加えた長さ以上、奥行を三メートル以上、天井の高さを二・一メートル以上とすること。

四 出入口は、幅を〇・六メートル以上、高さを一・七メートル以上とし、かつ、外開きの自動閉鎖の特定防火設備を設けること。

五 映写室その他開口部には、事故又は火災が発生した場合に当該開口部を直ちに閉鎖することができる装置を有する防火板を設けること。

第三十九条 法第十六条の八の二の政令で定める事務は、法第十一条の五第一項及び第二項、第十二条の三第一項、第六条の三第四項に規定する事務の処理について指示をしたときは、当該指示に係る移動タンク貯蔵所につき法第十二条第一項の規定による許可をした市町村長等に対し、その旨を通知しなければならない。

(緊急時の指示の対象となる事務)

第三十九条の三 法第十六条の四第一項の規定により納付すべき手数料の額は、次の表のとおりとする。

（手数料）

（二）

（三）

（四）

（五）

（六）

（七）

（八）

（九）

（十）

（十一）

（十二）

（十三）

（十四）

（十五）

（十六）

（十七）

（十八）

（十九）

（二十）

（二十一）

（二十二）

（二十三）

（二十四）

（二十五）

（二十六）

（二十七）

（二十八）

（二十九）

（三十）

（三十一）

（三十二）

（三十三）

（三十四）

（三十五）

（三十六）

（三十七）

（三十八）

（三十九）

（四十）

（四十一）

（四十二）

（四十三）

（四十四）

（四十五）

（四十六）

（四十七）

（四十八）

（四十九）

（五十）

（五十一）

（五十二）

（五十三）

（五十四）

（五十五）

（五十六）

（五十七）

（五十八）

（五十九）

（六十）

（六十一）

（六十二）

（六十三）

（六十四）

（六十五）

（六十六）

（六十七）

（六十八）

（六十九）

（七十）

（七十一）

（七十二）

（七十三）

（七十四）

（七十五）

（七十六）

（七十七）

（七十八）

（七十九）

（八十）

（八十一）

（八十二）

（八十三）

（八十四）

（八十五）

（八十六）

（八十七）

（八十八）

（八十九）

（九十）

（九十一）

（九十二）

（九十三）

（九十四）

（九十五）

（九十六）

（九十七）

（九十八）

（九十九）

（一百）

（一百一）

（一百二）

（一百三）

（一百四）

（一百五）

（一百六）

（一百七）

（一百八）

（一百九）

（一百十）

（一百十一）

（一百十二）

（一百十三）

（一百十四）

（一百十五）

（一百十六）

（一百十七）

（一百十八）

（一百十九）

（一百二十）

（一百二十一）

（一百二十二）

（一百二十三）

（一百二十四）

（一百二十五）

（一百二十六）

（一百二十七）

（一百二十八）

（一百二十九）

（一百三十）

（一百三十一）

（一百三十二）

（一百三十三）

（一百三十四）

（一百三十五）

（一百三十六）

（一百三十七）

（一百三十八）

（一百三十九）

（一百四十）

（一百四十一）

（一百四十二）

（一百四十三）

（一百四十四）

（一百四十五）

（一百四十六）

（一百四十七）

（一百四十八）

（一百四十九）

（一百五十）

（一百五十一）

（一百五十二）

（一百五十三）

（一百五十四）

（一百五十五）

（一百五十六）

（一百五十七）

（一百五十八）

（一百五十九）

（一百六十）

（一百六十一）

（一百六十二）

（一百六十三）

（一百六十四）

（一百六十五）

（一百六十六）

（一百六十七）

（一百六十八）

（一百六十九）

（一百七十）

（一百七十一）

（一百七十二）

（一百七十三）

（一百七十四）

（一百七十五）

（一百七十六）

（一百七十七）

（一百七十八）

（一百七十九）

（一百八十）

（一百八十一）

（一百八十二）

（一百八十三）

（一百八十四）

（一百八十五）

（一百八十六）

（一百八十七）

（一百八十八）

（一百八十九）

（一百九十）

（一百九十一）

（一百九十二）

（一百九十三）

（一百九十四）

（一百九十五）

（一百九十六）

（一百九十七）

（一百九十八）

（一百九十九）

（一百二十）

（一百二十ー）

（一百二十ーー）

（一百二十ーーー）

（一百二十ーーーー）

（一百二十ーーーーー）

（一百二十ーーーーーー）

（一百二十ーーーーーーー）

（一百二十ーーーーーーーー）

（一百二十ーーーーーーーーー）

（一百二十ーーーーーーーーーー）

（一百二十ーーーーーーーーーーー）

（一百二十ーーーーーーーーーーーー）

（一百二十ーーーーーーーーーーーーー）

（一百二十ーーーーーーーーーーーーーー）

（一百二十ーーーーーーーーーーーーーーー）

（一百二十ーーーーーーーーーーーーーーーー）

（一百二十ーーーーーーーーーーーーーーーーー）

（一百二十ーーーーーーーーーーーーーーーーーー）

（一百二十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーー）

（一百二十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー）

（一百二十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー）

九条（第十九条において準用する場合を含む。）
第二号、第四号から第六号まで、第十一条第二号、第四号から第七号まで及び第十五号、第十二条第一号第二号、第五号及び第十五号、第十二条第三号

一号、第四号、第十二号及び第十三号、第十七号第一項第一号、第二号、第九号、第十号及び第二項第一号から第三号まで、第十八条第三号から第六号まで及び第九号、第二十条第一項第一号並びに第二十一条の規定は、適用しない。沖縄県の区域内の製造所等の位置、構造及び

設備の技術上の基準については、沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第二百二十九号）。第六項において「沖縄特別措置法」という。の施行の日から昭和四十八年三月三十一日までの間は、第三章の規定にかかわらず、同章の規定に相当する沖縄法令の規定の例による。

時明治四十一年四月一日に於て現に消防法第十一條の規定により許可を受けていゝ前項の製造所等のうち、その位置、構造又は設備が第三章の規定に適合しないものに係る技術上の基準については、同章の規定にかかるらず、当分の間、同章の規定に相当する沖縄法令の規定の例による。

沖縄県の区域内において行なう危険物の貯蔵、取扱い及び運搬の基準については、沖縄特別措置法の施行の日から昭和四十八年三月三十日（これらの基準のうち容器に係るものについては、昭和五十年三月三十一日）までの間は、第四章及び第五章の規定にかかわらず、これらの規定に相当する沖縄法令の規定の例によ

附則（昭和三十五年六月三〇日政令第一五号）
この政令は、自治庁設置法の一部を改正する法律の施行の日（昭和三十五年七月一日）から施行する。

（三二号）
この政令は、公布の日から施行する。
附 則（昭和三八年一二月一九日政令第
三八〇号）抄
（施行期日）
この政令は、昭和三十九年一月一日から施行
する。

附 則（昭和三九年一二月二八日政令第三八〇号）

（経過措置）

この政令は、昭和四十年六月一日から施行する。ただし、第二条及び第三条の規定は、同年七月一日から施行する。

附 則（昭和四〇年九月二一日政令第三〇八号）抄

1 この政令は、昭和四十年十月一日から施行する。ただし、第十二条第十号の改正規定、同号の次に一号を加える改正規定及び第五十五条第十号の改正規定は、昭和四十一年一月一日から施行する。

2 この政令の施行の際、現に消防法（昭和十三年法律第八十六号。以下「法」という。）第十二条第一項の規定による許可を受けている製造所、貯蔵所又は取扱所（以下「許可施設」という。）の構造及び設備のうち、改正後の危険物の規制に関する政令（以下「新令」という。）第十二条第十一号の二又は第十五条第四号の規定に適合しないものに係る技術上の基準については、なお従前の例による。

3 許可施設のうち新令第三十七条に規定する製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者は、この政令の施行の日から三月以内に法第十四条の二第一項前段の認可を受けなければならぬ。

4 第一条 この政令は、法の施行の日（昭和四十年六月十四日）から施行する。

第一条 附 則（昭和四五年三月二十四日政令第二〇号）抄

1 この政令は、昭和四六年一月一日から施行する。

附 則（昭和四六年六月一三日政令第一一八号）抄

1 （施行期日）

（施行期日）

1 この政令は、公布の日から施行する。ただし、第八条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、第十二条、第十五条、第二十六条第一項及び第二十七条第六項の改正規定並びに第四十条の表の改正規定（同表の（四）の項の次に一項を加える改正部分を除く。）は昭和四十六年十月一日から、第三十条の次に一条を加える改正規定は昭和四十七年十月一日から施行する。

三 条第二号の販売取扱所として許可を受けてい
る取扱所は、改正後の危険物の規制に関する政
令（以下「新令」という。）第三条第二号イの
第一種販売取扱所として許可を受けたもののみ
なし、その位置、構造及び設備が新令第十八条
の規定に適合しないものに係る技術上の基準に
ついては、同条の規定にかかるわらず、なお從前
の例による。

昭和四十六年十月一日において現に消防法第
十一条の規定により許可を受けている屋内タン
ク

ク財蔵所及び移動タンク財蔵所のうち、その位置、構造及び設備が新令第十二条又は第十五条の規定に適合しないものに係る技術上の基準については、これらの規定にかかるわらず、なお従前の例による。

附則（昭和四七年四月二八日政令第一一七号）
この政令は、沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第二百二十九号）の施行の日（昭和四十七年五月十五日）から施行する。

附 則（昭和四八年一二月二七日政令第
三七八号）
(施行期日)
この文令は、昭和四十九年五月一日から施行す

(経過措置) これらの改正の施行の際、現行規則第一回の規定による。ただし、第三十八条及び第三十九条の二の改正規定は、昭和五十年五月一日から施行する。

22 この政令の施行の際、現に消防法第十一条の規定により改正前の危険物の規制に関する政令第三条第二号の一般取扱所として許可を受けている取扱所のうち、改正後の危険物の規制に關

する政令（以下「新令」という。）第三条第三号の規定に該当することとなるものは、同号の移送取扱所として許可を受けたものとみなす。

一及び第十三条第十号においてその例による場合を含む。) 又は新令第十一一条第七号の二に定める技術上の基準(新令第九条第二十号イにおいてその例による場合を含む。)に適合しな

4
5 許可施設の構造及び設備のうち、新令第十一
条第十号ハに定める技術上の基準（新令第九条
第二十号、第十二条第一項第九号及び第二項並
びに第十三条第九号においてその例による場合
を含む。）に適合しないものに係る技術上の基
準については、これらの規定にかかるわらず、昭
和四十九年十月三十一日までの間は、なお從前
の例による。

許可施設の構造及び設備のうち、新令第十一
条第十号の二ハ又はトからルまでに定める技術

上の基準に適合しないものに係る技術上の基準については、これらの規定にかかるわらず、昭和五十年四月三十日までの間は、なお従前の例による。

八号抄
(施行期日)
この政令は、公布の日から施行する。
附 則（昭和五〇年七月八日政令第二一
五号）抄
この政令は、昭和五十年十二月一日から施行

する。
4 この政令の施行の際、現に消防法第十一條の規定により許可を受けている製造所、貯蔵所又は取扱所における流水装置又は一時貯留装置

のうち、前項の規定による改正後の危険物の規制に関する政令第二十二条に定める技術上の基準に適合しないものに係る技術上の基準については、同条の規定にかかるらず、なお従前の例

による
附 則（昭和五〇年九月三〇日政令第一
九三号）
この政令は、昭和五十年十月一日から施行す

附 則（昭和五一年六月一五日政令第一
五三号）抄
この政令は、昭和五十一年六月十六日から施

2 行する
この政令の施行の際、現に消防法第十一章第一項の規定による許可を受けている屋外タンク貯蔵所で、その位置が改正後の危険物の規制に関する改令（以下「新令」という。）第十一章

第一項第一号の二に定める技術上の基準に適合しないものの位置に係る技術上の基準については、同号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第四号に規定する第一種事業所（以下「第一種事業所」という。）に該当することとなり、又は同条第五号に規定する第二種事業所（以下「第二種事業所」という。）として指定されたときは、当該屋外タンク貯蔵所（その屋外貯蔵タンクの容量が千キロリットル以上のものに限る。）の位置に係る技術上の基準については、同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日後においては、新令第十二条第一項第一号の二の規定を適用する。

一 当該事業所が新令第十二条第二項に規定する第一種事業所に該当することとなつた場合 当該事業所の所在する地域が石油コンビナート等災害防止法第二条第二号に規定する石油コンビナート等特別防災区域となつた日から起算して一年六月を経過する日

二 当該事業所が前号に規定する第一種事業所以外の第一種事業所に該当することとなつた場合 当該該当することとなつた日

三 当該事業所が第二種事業所として指定された場合 当該指定された日から起算して一年六月を経過する日

時期	完成検査を受けた日の属する時期
昭和四十年十二月三十一日以前	昭和五十八年十二月三十一日まで
昭和四十二年一月一日以降	昭和六十三年二月十四日まで
行日の前までの間	月三十一日まで
3 この政令の施行の際 現に消防法第十一条第一項前段の規定による設置に係る許可を受け、又は当該許可の申請がされている新令第八条の二の三第一項に規定する特定屋外タンク貯蔵所で、その構造及び設備が新令第十二条第一項第三号の二及び第四号に定める技術上の基準に適合しないものに係る技術上の基準については、これらの規定は、当該特定屋外タンク貯蔵所が次に掲げる基準のすべてに適合している場合に限り、適用しない。	昭和五十八年十二月三十一日まで
一 当該特定屋外タンク貯蔵所の屋外貯蔵タンクの基礎及び地盤は、総務省令で定める堅固なものとし、総務省令で定めるところにより行う標準貫入試験等の試験において、総務省令で定める基準に適合するものであること。 二 当該特定屋外タンク貯蔵所の屋外貯蔵タンクは、総務省令で定めるところにより、厚さ三・二ミリメートル以上の鋼板で気密に造るとともに、圧力タンクを除くタンクにあつては水張試験において、圧力タンクにあつては最大常用圧力の一・五倍の圧力で十分間行う水圧試験（高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第二十条第一項若しくは第三項の規定の適用を受ける高圧ガスの製造のための施設、労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百八十八号）第十二条第二号に掲げる機械等又は同令第十三条第八号若しくは第十四条に掲げる機械等である圧力タンクにあつては、総務省令で定めるところにより行う水圧試験）において、それぞれ漏れ、又は変形しないものであること。	昭和五十八年十二月三十一日まで
4 昭和五十二年三月一日において、現に存する製造所、貯蔵所若しくは取扱所における消防設備等（新令第二十二条第一項の消防設備等をいふ。以下この項において同じ。）又は現に消防法第十二条第一項の規定による許可に係る設置若しくは変更の工事中の製造所、貯蔵所若しくは取扱所に係る消防設備等のうち消防法施行令第三十七条第一号から第七号まで又は第九号から第十一号までに掲げるものの該当するもので該消防設備等について定められた同法第二十	昭和五十八年十二月三十一日まで

（昭和五四年七月一〇日政令第二百二十二条の二）

第一条 この政令は、昭和五十四年八月一日から施行する。

附 則（昭和五六年一月二三日政令第六号）

（昭和五七年一月六日政令第二二号）

第一条 この政令は、昭和五十六年七月一日から施行する。

附 則（昭和五六年一月二三日政令第六号）

（昭和五七年一月六日政令第二二号）

第一条 この政令は、昭和五十七年三月一日から施行する。ただし、第四十条の改正規定は、同年四月一日から施行する。

第二条 この政令の施行の際、現に消防法第十一条第一項の規定により許可を受けている製造所、貯蔵所又は取扱所の構造のうち、改正後の危険物の規制に関する政令（以下「新令」という。）第十一一条第一項第四号に定める技術上の基準（新令第九条第二十号イ若しくはロ（新令第十九条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）又は新令第十二条第一項第五号においてその例によるものとされる場合を含む。）、新令第十三条第六号に定める技術上の基準（新令第十九条第二十号ハ（新令第十九条において準用する場合を含む。）又は新令第十七条第一項第六号においてその例によるものとされる場合を含む。）又は新令第十五条第一項第二号に定める技術上の基準に適合しないものに係る技術上の基準については、これらの規定にかかるわらず、なお前前の例による。

附 則（昭和五八年七月二二日政令第一二七号）

（昭和五九年六月八日政令第一八〇号）

第一条 この政令は、昭和五十九年八月一日から施行する。

第二条 この政令の施行の際、現に消防法第十一条第一項の規定により許可を受けている屋外タンクの設置のうち、改正後の危険物の規制による法律の施行の日（昭和五十八年八月一日）から施行する。

関する政令第十一條第一項第十一号の三に定め
る技術上の基準に適合しないものに係る技術上
の基準については、同号の規定にかかわらず、
なお従前の例による。

3 この政令の施行前に実施の公示がされた消防
法第十三条の二第三項の危険物取扱者試験又は
同法第十三条の五の規定による講習を受けよう
とする者が納付すべき手数料については、なお
従前の例による。

附 則 (昭和五九年九月二一日政令第二七
六号) 抄

(施行期日)

1 この政令は、昭和五十九年十一月一日から施
行する。

2 この政令の施行の際、現に消防法第十一條第
一項の規定により改正前の危険物の規制に関する
政令第三条第一号の給油取扱所として許可を受
けている取扱所が同条第四号の一般取扱所と
して許可を受けている取扱所（灯油を容器に詰
め替えるため固定した注油設備によつて危険物
を取り扱う取扱所に限る。）に接している場合合
において、当該給油取扱所及び一般取扱所が改
正後の危険物の規制に関する政令（以下「新
政令」という。）第三条第一号の規定に該当する
こととなるものは、同号の給油取扱所として許
可を受けたものとみなす。この場合において、
当該給油取扱所の位置、構造及び設備のうち、「
新令第十七条第一項第五号、第六号又は第八号」
の二に定める技術上の基準に適合しないものに
係る技術上の基準については、これらの規定に
かかわらず、なお従前の例による。

3 この政令の施行の際、現に消防法第十一條第
一項の規定により許可を受けている地下タンク
貯蔵所の構造及び設備のうち、「新令第十三条第
八号の二又は第十二号に定める技術上の基準
（新令第九条第二十号ハ（新令第十九条におい
て準用する場合を含む。）又は新令第十七条第

4 一項第六号においてその例によるものとされる場合を含む。に適合しないものに係る技術上の基準については、これらの規定にかかるわらず、なお従前の例による。

この政令の施行前に実施の公示がされた消防法第十三条の二十三の規定による講習を受けようとする者が納付すべき手数料については、なお従前の例による。

附則（昭和六三年二月二七日政令第三五八号）抄

（放行其上）

第一条 この政令は、消防法の一部を改正する法律（昭和六十三年法律第五十五号。以下「六十三年改正法」という。）附則第一条ただし書に規定する一部施行日（昭和六十五年五月二十三日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

条の三第三項及び第三十一条第一項の改正規定、同令第四十条第一項の表の(二)の項の改正規定(「一円」を「一万五千円」に、「四万円」を「六万円」に改める部分に限る。)、同表の(十一)の項の改正規定並びに第十三条の規定並びに附則第十八条及び附則第十九条の規定並びに附則第二十条の規定(石油コンビナート等灾害防止法施行令(昭和五十年政令第百二十九号)第六条及び第三十五条第一項の改正規定に限る。)公布の日

第二条 この政令の施行の際、現に設置されてい る製造所で、新たに消防法第十一条第一項の規定により製造所として許可を受けなければなら ないこととなるらり（以下「新規対象の製造所」

新令第十三条第一項第一号から第四号まで、第
二十九号ハにおいてその例によるものとされる
新令第十号から第十一号までに定める技術上
の基準に適合しないもの又は新令第九条第一項

での改正規定並びに第二条中消防法施行令第三十六条の第四第四号の改正規定及び同令第三十六条の七第一項の表の改正規定 昭和六十三年四月一日

3 新規対象の製造所の危険物を取り扱うタンクなどで、この政令の施行の際現に存するもののうち、新令第九条第一項第二十号イにおいてその例によるものとされる新令第十一條第一項第四項

定規外貿規範による付帯書類の附則、第十一号、第十二号、第七号の二若しくは第十一号から第十二号までに定める技術上の基準に適合しないもの、新令第九条第一項第二十号ロにおいてその例に

給油取扱所	三万六千円
取扱所を除く。)	

2
新規対象の製造所の構造及び設備で、この政令の施行の際現に存するもののうち、新令第十九条第一項第四号から第七号まで又は第二十一号に定める技術上の基準に適合しないものの構造及び設備に係る技術上の基準については、これらの規定は、当該新規対象の製造所が前項各号に掲げる基準のすべてに適合している場合に限
う。)における指定数量の倍数を超えないこと。

一項第五号から第七号まで又は第二十一号に定める技術上の基準に適合しないものの構造及び設備に係る技術上の基準については、これらの規定にかかるわらず、当該既設の製造所が第一項第四号に掲げる基準に適合している場合に限り、なお従前の例による。

既設の製造所の危険物を取り扱うタンクで、この政令の施行の際現に存するもののうち、新令第九条第一項第二十号イにおいてその例によるものとされる新令第十一條第一項第四号(特

を「別表第五」に改める部分を除く。)、同令第二十一条の次に一条を加える改正規定、同令第二十二条第一項の改正規定、同令第二十七条第六項第一号の改正規定(「給油取扱所における」を「給油取扱所(航空機給油取扱所、船舶給油取扱所及び鉄道給油取扱所を除く。)における」に改める部分を除く。)及び同令第四十条第一項の表の(二)

四 当該製造所に係る指定数量の倍数が、昭和二年十一月二日付内閣府令第一号(以下同じ)による改正後の危険物の規制に関する政令第九条第一項第七号に規定する防火設備をいう。以下同じ。)が設けられていること。

三 つては、はり及び屋根又は上階の床。以下同様の号において同じ。)が不燃材料で造られ、又は当該壁、柱、床及び天井の室内に面する部分が不燃材料で覆われていること。

前号の室の開口部には、防火設備(建築基準法施行令の一部を改正する政令(平成十二年政令第二百十一号)による改正後の危険物の規制に関する政令第九条第一項第七号に規定する防火設備をいう。以下同じ。)が設けられていること。

項第一号の改正規定（「屋外貯蔵所又は」を「屋外貯蔵所、給油取扱所及び」に改める部分に限る。）、同項第二号の改正規定（別表

一 当該製造所の危険物を取り扱う工作物（建築物及び危険物を移送するための配管その他これに準ずる工作物を除く。）の周囲に、一メートル以上の幅の空地を保有し、又は不燃材料で造った防火上有効な塀が設けられていないこと。

二 当該製造所の建築物の危険物を取り扱う室の壁、柱、床及び天井（天井がない場合においては）、

定は、当該新規対象の製造所が第一項各号に掲げる基準のすべてに適合し、かつ、当該危険物を取り扱うタンクがそれぞれ附則第四条第一項第二号、第五条第一項第一号又は第六条第一項第一号に掲げる基準に適合している場合に限り、適用しない。

4 この政令の施行の際、現に消防法第十一条第一項の規定により許可を受けて設置されてい

号に掲げる基準に適合している場合に限り、な
お従前の例による。

既設の製造所の構造及び設備で、この政令の
施行の際現に存するもののうち、新令第九条第
一項第十九号又は同項第二十号イにおいてその
例によるものとされる新令第十一条第一項第五
号に定める技術上の基準に適合しないものの構
造及び設備に係る技術上の基準については、こ

例によるものとされる新令第十一項第五号に定める技術上の基準に適合しないものの構造及び設備に係る技術上の基準については、こ

「屋外タンク貯蔵所（以下「既設の屋外タンク貯蔵所」という。）」のうち、新令第十一項第一号に定める技術上の基準に適合しないもの（指定数量の倍数が五以下のものに限る。）又は同項第二号に定める技術上の基準に適合しないものの位置に係る技術上の基準については、これらの規定にかかわらず、当該既設の屋外タンク貯蔵所が第一項第三号に掲げる基準に適合している場合に限り、なお従前の例による。

既設の屋外タンク貯蔵所の構造及び設備で、この政令の施行の際に存するもののうち、新令第十一項第五号、第十号の二ニ若しくはホ又は第十四号に定める技術上の基準に適合しないものの構造及び設備に係る技術上の基準については、これらの規定にかかわらず、昭和六十六年五月二十二日までの間は、なお従前の例による。

新規対象の屋外タンク貯蔵所のうち、新令第十一項第一号の二に定める技術上の基準に適合しないもの（同号の表の第一号に掲げる屋外貯蔵タンクに係るものに限る。）の位置に係る技術上の基準については、同項第一号の二の規定は、昭和六十六年十一月二十二日までの間は、適用しない。

新規対象の屋外タンク貯蔵所のうち、新令第十一項第一号に定める技術上の基準に適合しないもの（指定数量の倍数が五を超えるものに限る。）の位置に係る技術上の基準については、同号の規定にかかるらず、昭和六十七年五月二十二日までの間は、なお従前の例による。

既設の屋外タンク貯蔵所のうち、新令第十一項第一号に定める技術上の基準に適合しないもの（指定数量の倍数が五を超えるものに限る。）の位置に係る技術上の基準については、新令第二条第三号の屋内タンク貯蔵所に定められたと同様に新令第二条第三号の屋内タンク貯蔵所として許可を受けなければならないこととなるもの（以下「新規対象の屋内タンク貯蔵所」という。）の構造及び設備で、この政令の施行の際に存するもののうち、新令第十二条第一項第二号（同条第二項においてその例によるものとされる場合を含む。）第四号（同条第二項においてその例によるものとされる場合を含む。）

以下この条において同じ。)、第五号(新令第十二条第二項においてその例によるものとされる場合を含む。)、第十号から第十一号まで(同条第二項においてその例によるものとされる場合を含む。)又は第十二号から第十四号までに定める技術上の基準に適合しないものの構造及び設備に係る技術上の基準については、これらの規定は、当該新規対象の屋内タンク貯蔵所が次に掲げる基準のすべてに適合している場合に限り、適用しない。

一 当該屋内タンク貯蔵所の屋内貯蔵タンクは、鋼板その他の金属板で造られ、かつ、漏れない構造であること。

二 当該屋内タンク貯蔵所のタンク専用室の壁、柱、床及び天井(天井がない場合にあつては、はり及び屋根又は上階の床。以下この号において同じ。)が不燃材料で造られ、又は当該壁、柱、床及び天井の室内に面する部分が不燃材料で覆われていること。

三 前号のタンク専用室の開口部には、防火設備が設けられていること。

四 当該屋内タンク貯蔵所に係る指定数量の倍数が、施行日における指定数量の倍数を超えないこと。

新規対象の屋内タンク貯蔵所の構造及び設備で、この政令の施行の際現に存するもののうち、新令第十二条第二項第三号から第六号までに定める技術上の基準に適合しないものの構造及び設備に係る技術上の基準については、これらの規定は、当該新規対象の屋内タンク貯蔵所が前項各号に掲げる基準のすべてに適合し、かつ、この政令の施行の際現に貯蔵し、又は取り扱つてある危険物に係る品名の危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う場合に限り、適用しない。

この政令の施行の際、現に消防法第十二条第一項の規定により許可を受けて設置されている屋内タンク貯蔵所(以下「既設の屋内タンク貯蔵所」という。)の構造及び設備に係る技術上の基準については、これらの規定にかかわらず、当該既設の屋内タンク貯蔵所が第一項第四号、第十二号又は第十四号に定める技術上の基準に適合しないものの構造及び設備に係る技術上の基準については、これらの規定にかかわらず、当該既設の屋内タンク貯蔵所が第一項第四号、第十二号又は第十四号に定めた

令第十二条第二項第三号、第五号又は第六号に定める技術上の基準に適合しないものの構造及び設備に係る技術上の基準については、これらの規定にかかわらず、当該既設の屋内タンク貯蔵所が第一項第四号に掲げる基準に適合し、かつ、この政令の施行の際現に貯蔵し、又は取り扱つてある危険物に係る品名の危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う場合に限り、なお従前の例による。

既設の屋内タンク貯蔵所の設備で、この政令の施行の際現に存するもののうち、新令第十二条第一項第九号の二においてその例によるものとされる新令第十二条第一項第十号の二（新令第十二条第二項においてその例によるものとする場合を含む。）三若しくは又は新令第十二条第二項第七号に定める技術上の基準に適合しないものの設備に係る技術上の基準については、これらの規定にかかわらず、昭和六十六年五月二十二日までの間は、なお従前の例による。

新規対象の屋内タンク貯蔵所又は既設の屋内タンク貯蔵所で、タンク専用室を平家建以外の建築物に設けるもののうち、この政令の施行の際現に引火点が四十度以上の第四類の危険物以外の危険物を貯蔵し、又は取り扱つているものは、この政令の施行の際現に貯蔵し、又は取り扱つてある危険物に係る品名の危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う場合に限り、前各項及び新令第十二条第二項の規定の適用については、同項の屋内タンク貯蔵所とみなす。

（地下タンク貯蔵所の基準に関する経過措置）

この政令の施行の際現に設置されている貯蔵所で、新たに消防法第十二条第一項の規定により新令第二条第四号の地下タンク貯蔵所として許可を受けなければならないこととなるものの構造及び設備で、この政令の施行の際現に存するもののうち、新令第十三条第一項第一号から第四号まで、第六号、第七号、第八号の二後段、第九号（注入口は屋外に設けることとする部分に限る。）、第十号、第十一号又は第十四号に定める技術上の基準に適合しないものの構造及び設備に係る技術上の基準については、これらの規定は、当該地下タンク貯蔵所が次に掲げる基準のすべてに適合している場合に限り、適用しない。

当該地下タンク貯蔵所の地下貯蔵タンクは、漏れない構造であること。

二 当該地下タンク貯蔵所に係る指定数量の倍数を超えないこと。

この政令の施行の際、現に消防法第十一條第一項の規定により許可を受けて設置されている地下タンク貯蔵所（以下「既設の地下タンク貯蔵所」という。）の構造で、この政令の施行の際現に存するもののうち、新令第十三條第一項第一号又は第四号に定める技術上の基準に適合しないものの構造に係る技術上の基準については、これらの規定にかかるわらず、当該既設の地下タンク貯蔵所が前項第二号に掲げる基準に適合している場合に限り、なお從前の例による。

既設の地下タンク貯蔵所の設備で、この政令の施行の際現に存するもののうち、新令第十三條第一項第九号の二においてその例によるものとされる新令第十一條第一項第十号の二又は原本に定める技術上の基準に適合しないものの設備に係る技術上の基準については、これらの規定にかかるわらず、昭和六十六年五月二十二日までの間にかかるわらず、なお従前の例による。

（簡易タンク貯蔵所の基準に関する経過措置）

第七条 この政令の施行の際、現に設置されている貯蔵所で、新たに消防法第十一條第一項の規定により新令第二條第五号の簡易タンク貯蔵所として許可を受けなければならないこととなるものの構造で、この政令の施行の際現に存するもののうち、新令第十四條第一項第一号又は原本に定める技術上の基準に適合しないものの構造に係る技術上の基準については、これらの規定は、当該簡易タンク貯蔵所が次に掲げる基準のすべてに適合している場合に限り、適用しない。

一 当該簡易タンク貯蔵所の簡易貯蔵タンクが屋内に設けられているものにあつては、当該簡易貯蔵タンクの専用室の壁、柱、床及び天井（天井がない場合には、はり及び屋根又は上階の床。以下この号において同じ。）が不燃材料で造られ、又は当該壁、柱、床及び天井の室内に面する部分が不燃材料で覆われていること。

二 前号の専用室の開口部には、防火設備が設けられていること。

三 当該簡易タンク貯蔵所に係る指定数量の倍数が、施行日における指定数量の倍数を超えないこと。

この政令の施行の際、現に消防法第十一條第一項の規定により許可を受けて設置されている

簡易タンク貯蔵所の構造で、この政令の施行の際現に存するもののうち、新令第十四条第一項第一号イ又はロに定める技術上の基準に適合しないものの構造に係る技術上の基準については、これらの規定にかかるわらず、当該簡易タンク貯蔵所が前項第三号に掲げる基準に適合している場合に限り、なお従前の例による。

(移動タンク貯蔵所の基準に関する経過措置)

第八条 この政令の施行の際、現に消防法第十二条第一項の規定により許可を受けて設置される移動タンク貯蔵所の設備で、この政令の施行の際現に存するもののうち、新令第十五条第一項第九号ただし書に定める技術上の基準に適合しないものの設備に係る技術上の基準については、同号ただし書の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

2 この政令の施行の際、現に設置されている貯蔵所で、新たに消防法第十二条第一項の規定により新令第二条第六号の移動タンク貯蔵所として許可を受けなければならないこととなるものの構造及び設備で、この政令の施行の際現に存するもののうち、新令第十五条第一項第三号、第四号、第七号又は第九号から第十一号までに定める技術上の基準に適合しないものの構造及び設備に係る技術上の基準については、これらの規定は、昭和六十七年五月二十二日までの間は、適用しない。

(屋外貯蔵所の基準に関する経過措置)

第九条 この政令の施行の際、現に設置されている貯蔵所で、新たに消防法第十二条第一項の規定により新令第二条第七号の屋外貯蔵所として許可を受けなければならないこととなるもの(以下「新規対象の屋外貯蔵所」という。)のうち、新令第十六条第一項第一号(同条第二項においてその例によるものとされる場合を含む。以下この条において同じ。)に定める技術上の基準に適合しないものの(指定数量の倍数が五以下のものに限る。)又は新令第十六条第一項第四号(同条第二項においてその例によるものとされる場合を含む。以下この条において同じ。)に定める技術上の基準に適合しないものの位置に係る技術上の基準については、これらの規定は、当該新規対象の屋外貯蔵所が次に掲げる基準のすべてに適合している場合に限り、適用しない。

一 当該屋外貯蔵所の危険物を貯蔵し、又は取

空地を保有し、又は不燃材料で造つた防火上
有効な壇が設けられていること。
二 当該屋外貯蔵所に係る指定数量の倍数が、
施行日における指定数量の倍数を超えないこ
と。

この政令の施行の際、現に消防法第十一條第
一項の規定により許可を受けて設置されている
屋外貯蔵所（以下「既設の屋外貯蔵所」とい
う。）のうち、新令第十六條第一項第四号に定
める技術上の基準に適合しないものの位置に係
る技術上の基準については、同号の規定にかか
わらず、当該既設の屋外貯蔵所が前項第二号に
掲げる基準に適合している場合に限り、なお從
前の例による。

3 新規対象の屋外貯蔵所のうち、新令第十六條第
一項第一号に定める技術上の基準に適合しな
いもの（指定数量の倍数が五を超えるものに限
る。）の位置に係る技術上の基準については、
同号の規定は、昭和六十七年五月二十二日まで
の間は、適用しない。

4 この政令の施行の際、現に設置されている貯
蔵所で、新令第二條第七号中「第二石油類」とい
うのを、「第一石油類（引火点が零度以上のもの
に限る。）、第二石油類」と読み替えた場合に
新たに消防法第十一條第一項の規定により新令
第二條第七号の屋外貯蔵所として許可を受けな
ければならないこととなるものは、第一石油類
(引火点が零度以上のものに限る。)に新たに該
当することとなる危険物以外の第一石油類の危
険物を貯蔵し、又は取り扱わず、かつ、第一項
第二号に掲げる基準に適合するものに限り、同
条第七号の屋外貯蔵所とみなす。

5 既設の屋外貯蔵所で、第一石油類（引火点が
零度以上のものに限る。）に新たに該当すること
となる危険物を貯蔵し、又は取り扱うもの
は、第一石油類（引火点が零度以上のものに限
る。）に新たに該当することとなる危険物以外
の第一石油類の危険物を貯蔵し、又は取り扱わ
ず、かつ、第一項第一号に掲げる基準に適合す
るものに限り、消防法第十一條第一項の規定に
より許可を受けた新令第二條第七号の屋外貯蔵
所とみなす。

6 第四項又は前項の規定に該当する屋外貯蔵所
(以下この項において「みなし屋外貯蔵所」とい
う。)に係る消防法第十條第四項の位置、構
造及び設備の技術上の基準は、新令第十六條第
一項各号及び第二十条から第二十三条までの規
定の例によるほか、次のとおりとする。

二 みなし屋外貯蔵所において貯蔵し、又は取り扱う危険物を適温に保つための散水設備等を設けること。

三 指定数量の倍数が百以上のみなし屋外貯蔵所及び指定数量の倍数が十以上百未満のみなし屋外貯蔵所は、総務省令で定めるところにより、新令別表第五に掲げる対象物について同表においてその消防に適応するものとされる消火設備のうち、それぞれ第三種又は第四種の消火設備を設置すること。

(給油取扱所の基準に関する経過措置)

第十条 昭和六十四年三月十五日において現に消防法第十一条第一項の規定により許可を受けて設置されている給油取扱所(以下「既設の給油取扱所」という。)の構造及び設備で、同日において現に存するもののうち、新令第十七条第二項においてその例によるものとされる同条第一項第五号本文又は同条第二項第一号(総務省令で定める設備に係る部分を除く。)に定める技術上の基準に適合しないものの構造及び設備に係る技術上の基準については、これらの規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 既設の給油取扱所(旧令第十七条第一項の屋外に設置する給油取扱所に限る。)で、屋内給油取扱所(新令第十七条第二項に規定する屋内給油取扱所をいう。以下同じ。)に新たに該当することとなるものの構造で、昭和六十四年三月十五日において現に存するもののうち、新令第十七条第二項第五号に定める技術上の基準に適合しないものの構造に係る技術上の基準について、同号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 既設の給油取扱所の構造及び設備で、昭和六十四年三月十五日において現に存するもののうち、新令第十七条第一項第十三号の二(同条第二項においてその例によるものとされる場合を含む。)又は同条第二項第二号ただし書若しくは第四号に定める技術上の基準に適合しないものの構造及び設備に係る技術上の基準について、これらは規定にかかわらず、昭和六十五年三月十四日までの間は、なお従前の例による。

既設の給油取扱所の専用タンクで、昭和六十四年三月十五日において現に存するものに係る危険物の過剰な注入を防止するための警報装置に限り、新令第十七条第二項第四号の危険物の過剰な注入を自動的に防止する設備とみなす。既設の給油取扱所（旧令第十七条第一項の屋外に設置する給油取扱所に限る。）で、屋内給油取扱所に新たに該当することとなるものの構造で、昭和六十四年三月十五日において現に存するもののうち、新令第十七条第二項第九号又は第十号に定める技術上の基準に適合しないものの構造に係る技術上の基準については、これらの規定にかかるわらず、昭和六十五年三月十四日までの間は、なお従前の例による。

昭和六十四年三月十五日から昭和六十五年五月二十二日までの間に限り、新令第十七条第二項第二号の規定の適用については、同号中「第十三条第一項第五号」とあるのは「第十三条第五号」と、「同項第一号ただし書」と、「同項に」とあるのは「同条第一号ただし書」と、「同項に」とあるのは「同条に」とする。

（販売取扱所の基準に関する経過措置）

第十二条 この政令の施行の際、現に設置される取扱所で、新たに消防法第十一条第一項の規定により新令第三条第二号イの第一種販売取扱所として許可を受けなければならないこととなるもの（以下「新規対象の第一種販売取扱所」という。）の構造で、この政令の施行の際現に存するもののうち、新令第十八条第一項第三号から第五号までに定める技術上の基準に適合しないものの構造に係る技術上の基準については、これらは、当該新規対象の第一種販売取扱所が次に掲げる基準のすべてに適合している場合に限り、適用しない。

一 建築物の当該第一種販売取扱所の用に供する部分の壁、柱、床及び天井（天井がない場合にあつては、はり及び屋根又は上階の床、以下この号において同じ。）は、不燃材料で造られ、又は当該壁、柱、床及び天井の室内に面する部分が不燃材料で覆われていること。

二 当該第一種販売取扱所に係る指定数量の倍数が、施行日における指定数量の倍数を超えないこと。

新規対象の第一種販売取扱所の構造で、この政令の施行の際現に存するもののうち、新令第

十八条第一項第九号ニに定める技術上の基準に適合しないものの構造に係る技術上の基準については、同号ニの規定は、当該新規対象の第一種販売取扱所が前項各号に掲げる基準のすべてに適合し、かつ、危険物を配合する室の出入口に防火設備が設けられている場合に限り、適用しない。

3 この政令の施行の際、現に消防法第十一條第一項の規定により旧令第三条第二号ロの第二種販売取扱所として許可を受けている取扱所のうち、新令第三条第二号イの規定に該当することとなるものは、同号イの第一種販売取扱所として許可を受けたものとみなす。ただし、次項に規定する届出をした場合は、この限りでない。

4 前項の取扱所の所有者、管理者又は占有者で、当該取扱所の位置、構造又は設備を変更しないで、指定数量の十五倍を超える危険物を取り扱おうとするものは、施行日から起算して三月以内にその旨を市町村長等に届け出なければならない。

5 前項の場合において、当該取扱所は、新令第三条第二号ロの第二種販売取扱所として許可を受けたものとみなす。

(一般取扱所の基準に関する経過措置)

第十二条 附則第二条第一項から第三項まで及び第八項の規定は、この政令の施行の際現に設置されている取扱所で、新たに消防法第十一條第一項の規定により新令第三条第四号の一般取扱所として許可を受けなければならないこととなるもの的位置、構造及び設備に係る技術上の基準について準用する。

2 附則第二条第四項から第七項まで及び第九項の規定は、この政令の施行の際現に消防法第十一条第一項の規定により許可を受けて設置されている一般取扱所の位置、構造及び設備に係る技術上の基準について準用する。

3 この政令の施行の際、現に消防法第十一條第一項の規定により許可を受けている製造所のうち、新令第三条第四号の規定に該当することとなるものは、同号の一般取扱所として許可を受けたものとみなす。

4 第二項の規定は、前項の一般取扱所として許可を受けたものとみなす。

(消防設備の基準に関する経過措置)

第十三条 この政令の施行の際、現に消防法第十一条第一項の規定により許可を受けて設置される。

ては、新令第一項の規定は、附則第三条第一項、第五項及び第十項並びに附則第五条第二項、第四項及び第六項の規定を適用する場合について準用する。
（法第九条の二第一項の適用に関する経過措置）

第十五条 この政令の施行の際、現に新令第一条の十第一項に定める物質（第二条の規定による改正前の消防法施行令第四条の五第一項に定める物質を除く。）を貯蔵し、又は取り扱つてゐる者に対する消防法第九条の二第一項の規定の適用については、同項中「あらかじめ」とあるのは、「昭和六十五年五月二十三日から起算して三月以内に」とする。
（指定講習の手数料）

第十六条 六十三年改正法附則第七条第二項の指定講習を受けようとする者が納付すべき手数料の額は、三千四百円とする。

新令第四十条第二項の規定は、前項の手数料について準用する。

(総務省令への委任)

第十九条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、製造所等の位置、構造及び設備に係る技術上の基準その他危険物の貯蔵、取扱い又は運搬に関し必要な経過措置は、総務省令で定める。(罰則に関する経過措置)

この政令の施行前にした行為及びこの政令の附則においてなお従前の例によることとする場合におけるこの政令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成元年三月一五日政令第四〇号)
この政令は、平成元年四月一日から施行する。

この政令は、平成三年四月一日から施行する。

附 則 (平成二年四月六日政令第一〇一号)
この政令は、公布の日から施行する。ただし、第三条第一号及び第十七条第一項第一号の改正規定は、平成二年五月二十三日から施行する。

附 則 (平成三年三月一三日政令第二四二号)
この政令は、平成三年四月一日から施行する。

附 則 (平成四年一二月二日政令第三六六号)
この政令は、平成五年一月一日から施行する。

この政令の施行前に実施の公示がされた消防法第十三条の二十三の規定による講習を受けようとする者が納付すべき手数料については、なお従前の例による。

附 則 (平成五年七月三〇日政令第二六八号)
この政令は、公布の日から施行する。

この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成六年三月一一日政令第三七一號)
この政令は、平成六年四月一日から施行する。

この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

1 1 この政令は、平成七年一月一日から施行する。

2 (保安検査の時期に関する経過措置)

（施行期日）

2.1 危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令（昭和五十二年政令第十号。以下「五十二年政令」という。）の施行の際に消防法第十二条第一項前段の規定による設置に係る許可を受け、又は当該許可の申請がされていた特定屋外タンク貯蔵所（以下「既設の特定屋外タンク貯蔵所」という。）のうち、次に掲げるもので、第一条の規定による改正後の危険物の規制に関する政令（以下「新令」という。）第八条の四第一項に規定するものが受けるべき同法第十四条の三第一項の規定による保安に関する検査（以下「保安検査」という。）に係る同項に規定する政令で定める時期（以下「検査時期」という。）は新令第八条の四第二項の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

2.2 この政令の施行後においてその構造及び設備が第一条の規定による改正後の五十二年政令（以下「新五十二年政令」という。）附則第三項各号に掲げる基準（以下「新基準」という。）に適合しない既設の特定屋外タンク貯蔵所

2.3 その所有者、管理者又は占有者が、その構造及び設備がこの政令の施行後において新基準のすべてに適合することとなつた日（この政令の施行の際に現にその構造及び設備が新基準のすべてに適合する既設の特定屋外タンク貯蔵所の所有者、管理者又は占有者にあっては、この政令の施行の日。以下「新基準適合日」という。）以後、市町村長等に総務省令で定めるところによるその構造及び設備が新基準のすべてに適合している旨の届出（以下「新基準適合届出」という。）をしていない既設の特定屋外タンク貯蔵所

2.4 その所有者、管理者又は占有者が、新基準に規定するものが受けるべき保安検査に係る検査時期に関する新令第八条の四第二項第一号の規定の適用については、同号中「八年」とある

一 その構造及び設備が新令第十一条第一項第一項の基準に準ずるものとして総務省令で定める技術上の基準（以下「第一段階基準」という。）に適合しない既設の特定屋外タンク貯蔵所

二 その所有者、管理者又は占有者が、その構造及び設備がこの政令の施行後において第一段階基準に適合することとなった日（この政令の施行の際にその構造及び設備が第一段階基準に適合する既設の特定屋外タンク貯蔵所の所有者、管理者又は占有者であつては、この政令の施行の日。以下「第一段階基準適合日」という。）以後、市町村長等に総務省令で定めるところによるその構造及び設備が第一段階基準に適合している旨の届出（以下「第一段階基準適合届出」という。）をしていない既設の特定屋外タンク貯蔵所

五十二年政令の施行後消防法第十一条第一項前段の規定による設置に係る許可の申請がされた特定屋外タンク貯蔵所（新令第八条の四第二項第二号に掲げるものを除く。）のうち、この政令の施行の日前に同法第十一条第五項の規定による完成検査（同条第一項前段の規定による設置に係るものに限る。以下「設置に係る完成検査」という。）を受けたもので、新令第八条の四第一項に規定するものがこの政令の施行後最初に受けるべき保安検査に係る検査時期は、同条第二項本文の規定にかかわらず、設置に係る完成検査を受けた日、直近において行われた同法第十四条の三第一項若しくは第二項の規定による保安に関する検査を受けた日又は同法第十四条の三の二の規定による点検のうち新令第八条の四第三項第一号に定める事項に係るものを行われた日の翌日から算して八年を経過する日前一年目に当たる日から、当該経過する日の翌日から起算して一年を経過する日までの間とする。この場合において、当該保安検査に係る検査時期が、当該特定屋外タンク貯蔵所に係る設置に係る完成検査又は同法第十四条の三第一項若しくは第二項の規定による保安に関する検査のうち、直近において行われたものを受けた日の翌日から起算して十一年を経過する日後となるときにおいては、当該保安検査に係る検査時期は、当該経過する日前一年目に当たる日から当該経過する日までの間とする。

5 その所有者、管理者又は占有者が、第一段階基準適合日以後、市町村長等に第一段階基準適合届出をした既設の特定屋外タンク貯蔵所、該第一段階基準適合届出後、現にその構造及び設備が第一段階基準に適合しているものに限り、この政令の施行の日前に設置に係る完成検査を受けたもので、新令第八条の第四項に規定するものが当該第一段階基準適合届出後最初に受けべき保安検査に係る検査時期については、前項の規定を準用する。

6 第二段階基準の特定屋外タンク貯蔵所のうち、この政令の施行の日前に設置に係る完成検査を受けたもので、新令第八条の四第一項に規定するものが当該第一段階基準適合するものが当該第一段階基準の特定屋外タンク貯蔵所に係る新基準適合届出後最初に受けべき保安検査に係る検査時期については、附則第四項の規定を準用する。この場合において、同項中「同条第二項本文」とあるのは、「同条第二項本文及び前項」と、「八年」とあるのは、「七年」と読み替えるものとする。

7 (危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令の一部改正に伴う経過措置)

既設の特定屋外タンク貯蔵所のうち、五十二年政令施行の際現にその構造及び設備が新令第十一条第一項第三号の二及び第四号に定める技術上の基準に適合していなかつたもので、この政令の施行の際現にその構造及び設備が新基準に適合しないもの(以下「旧基準の特定屋外タンク貯蔵所」という)に係る技術上の基準について、次の各号に掲げる旧基準の特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、当該各号に定める日(その日前に当該旧基準の特定屋外タンク貯蔵所の構造及び設備が新基準のすべてに適合したこととなつた場合にあっては、当該適合することとなつた日)までの間は、同項第三号の二及び第四号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

一 その所有者、管理者又は占有者が、平成七年十二月三十一日までの間に、市町村長等に総務省令で定めるところによる旧基準の特定屋外タンク貯蔵所の構造及び設備の実態についての調査並びに当該構造及び設備を新基準のすべてに適合させるための工事に関する計画の届出(次号において「調査・工事計画届出」という)をした旧基準の特定屋外タンク貯蔵所で、新令第八条の四第一項に規定するもの 平成二十一年十二月三十一日(当該

二 日までの間に、その所有者、管理者又は占有者が、危険物の貯蔵及び取扱い（総務省令で定めるものを除く。以下同じ。）を休止し、かつ、その旨の確認を総務省令で定めるところにより市町村長等から受けた旧基準の特定屋外タンク貯蔵所であつて、当該日の翌日以後において危険物の貯蔵及び取扱いを当該確認を受けた時から引き続き休止しているものにあつては、同日の翌日以後において危険物の貯蔵及び取扱いを再開する日の前日）
二 その所有者、管理者又は占有者が、平成七年十二月三十一日までの間に、市町村長等に調査・工事計画届出をした旧基準の特定屋外タンク貯蔵所で、前号に掲げるもの以外のもの（平成二十五年十二月三十一日（当該日までの間に、その所有者、管理者又は占有者が、危険物の貯蔵及び取扱いを休止し、かつ、その旨の確認を総務省令で定めるところにより市町村長等から受けた旧基準の特定屋外タンク貯蔵所であつて、当該日の翌日以後において危険物の貯蔵及び取扱いを当該確認を受けた時から引き続き休止しているものにあつては、同日の翌日以後において危険物の貯蔵及び取扱いを再開する日の前日）
三 前二号に掲げるもの以外の旧基準の特定屋外タンク貯蔵所 平成七年十一月三十一日
旧基準の特定屋外タンク貯蔵所について消防法第十一条第一項後段の規定による変更の許可を受けようとする者が納付すべき手数料の区分については、前項各号に掲げる旧基準の特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、当該各号に定める日（その日前に当該旧基準の特定屋外タンク貯蔵所の構造及び設備が新基準に適合することとなつた場合にあっては、当該適合することとなつた日）までの間は、なお從前の例による。ただし、当該旧基準の特定屋外タンク貯蔵所の構造及び設備を新基準に適合させるため、当該変更の許可を受けようとする者にあつては、この限りでない。

2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100 101 102 103 104 105 106 107 108 109 110 111 112 113 114 115 116 117 118 119 120 121 122 123 124 125 126 127 128 129 130 131 132 133 134 135 136 137 138 139 140 141 142 143 144 145 146 147 148 149 150 151 152 153 154 155 156 157 158 159 160 161 162 163 164 165 166 167 168 169 170 171 172 173 174 175 176 177 178 179 180 181 182 183 184 185 186 187 188 189 190 191 192 193 194 195 196 197 198 199 200 201 202 203 204 205 206 207 208 209 210 211 212 213 214 215 216 217 218 219 220 221 222 223 224 225 226 227 228 229 230 231 232 233 234 235 236 237 238 239 240 241 242 243 244 245 246 247 248 249 250 251 252 253 254 255 256 257 258 259 259 260 261 262 263 264 265 266 267 268 269 270 271 272 273 274 275 276 277 278 279 280 281 282 283 284 285 286 287 288 289 290 291 292 293 294 295 296 297 298 299 299 300 301 302 303 304 305 306 307 308 309 309 310 311 312 313 314 315 316 317 318 319 319 320 321 322 323 324 325 326 327 328 329 329 330 331 332 333 334 335 336 337 338 339 339 340 341 342 343 344 345 346 347 348 349 349 350 351 352 353 354 355 356 357 358 359 359 360 361 362 363 364 365 366 367 368 369 369 370 371 372 373 374 375 376 377 378 379 379 380 381 382 383 384 385 386 387 388 389 389 390 391 392 393 394 395 396 397 398 399 399 400 401 402 403 404 405 406 407 408 409 409 410 411 412 413 414 415 416 417 418 419 419 420 421 422 423 424 425 426 427 428 429 429 430 431 432 433 434 435 436 437 438 439 439 440 441 442 443 444 445 446 447 448 449 449 450 451 452 453 454 455 456 457 458 459 459 460 461 462 463 464 465 466 467 468 469 469 470 471 472 473 474 475 476 477 478 479 479 480

これらの規定にかかわらず、なお従前の例によ
る。

(罰則に関する経過措置)

第三条 この政令の施行前にした行為に対する罰

則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成一八年一月二五日政令第六

(施行期日) 号) 抄

第一条 この政令は、平成十八年四月一日から施

行する。

(給油取扱所の基準に関する経過措置)

第二条 この政令の施行の際現に消防法第十一條

第一項の規定により許可を受けている給油取扱所の構造及び設備でこの政令の施行の際現に存するもののうち、この政令による改正後の第十一条第一項第二号から第五号まで又は第十九号に定める技術上の基準(同条第二項においてその例によるものとされる場合を含む。)に適合しないものの構造及び設備に係る技術上の基準については、これらの規定にかかわらず、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第三条 この政令の施行前にした行為に対する罰

則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成二一年一〇月一六日政令第六

二四七号) この政令は、平成二十一年十一月一日から施行する。

附 則 (平成二二年二月二六日政令第一

六号) (施行期日) この政令は、平成二十二年九月一日から施行する。

(製造所等の許可等に関する経過措置)

第一条 この政令は、平成二十二年九月一日から施行する。

(製造所等の許可等に関する経過措置)

第二条 この政令の施行の際現に設置されている

製造所、貯蔵所若しくは取扱所又は現に消防法

(以下「法」という。)第十一條第一項の規定に

より許可を受けて設置されている製造所、貯蔵所

所若しくは取扱所で、この政令による危険物の規制に関する政令(以下「危険物規制令」とい

う。)第一條第三項の規定の改正により新たに法第十一條第一項の規定による許可を受けなければならぬこととなるものについては、この政令の施行の日(以下「施行日」という。)から平成二十三年二月二十八日までの間は、同項の規定による許可を受けることを要しない。

第三条 この政令の施行の際現に法第十一條第一項の規定により許可を受けて設置されている製

造所、貯蔵所又は取扱所で、その位置、構造及

び設備がこの政令による危険物規制令第一條第

三項の規定の改正により法第十一條第四項の技術

上の基準に適合しないこととなるものに係る同

項の技術上の基準については、同項の規定にか

かわらず、施行日から平成二十三年二月二十八

日までの間ににおいて新たに法第十一條第一項の規

定による許可を受けるまでの間、なお従前の

例による。

第四条 この政令の施行の際現に法第十一條第一項の規定により許可を受けて設置されている製

造所、貯蔵所又は取扱所で、この政令による危

険物規制令第一條第三項の規定の改正により指

定数量の倍数(法第十一條の四第一項に規定す

る指定数量の倍数をいう。以下同じ。)がこの政

令の施行前にされた法第十一條第一項の規定

による許可又は法第十一條の四第一項の規定に

による届出に係る指定数量の倍数を超えることと

なるものの所有者、管理者又は占有者は、施行

日から平成二十二年十一月三十日までの間にそ

の旨を法第十一條第二項に規定する市町村長等

に届け出なければならない。

(製造所の基準に関する経過措置)

第五条 この政令の施行の際現に設置されている

製造所で、この政令による危険物規制令第一條

第三項の規定の改正により新たに法第十一條第

一項の規定により製造所として許可を受けなけ

ればならないこととなるもの(以下この条にお

いて「新規対象の製造所」という。)のうち、

危険物規制令第九條第一項第二号に定める技術

上の基準に適合しないものの位置に係る技術上

の基準について、同号の規定は、当該製造所

が次に掲げる基準のすべてに適合している場合

に限り、適用しない。

一 当該製造所の危険物を取り扱う工作物(建

築物及び危険物を移送するための配管その他

これに準ずる工作物を除く。)の周囲に、一

メートル以上の幅の空地を保有し、又は不燃

材料(危険物規制令第九條第一項第一号に規

定する不燃材料をいう。以下同じ。)で造つた防火上有効な壁が設けられていること。

二 当該製造所の建築物の危険物を取り扱う室の壁、柱、床及び天井(天井がない場合にあつては、はり及び屋根又は上階の床。以下この号において同じ。)が不燃材料で造られ、又は当該壁、柱、床及び天井の室内に面する部分が不燃材料で覆われていること。

三 前号の室の開口部に、防火設備(危険物規制令第九條第一項第七号に規定する防火設備をいう。以下同じ。)が設けられていること。

四 当該製造所の危険物を取り扱う配管が、その設置される条件及び使用される状況に照らして、十分な強度を有し、かつ、漏れない構造であること。

五 当該製造所に係る指定数量の倍数が、施行

日ににおける指定数量の倍数を超えないこと。

六 新規対象の製造所の構造及び設備で、この政

令の施行の際現に存するもののうち、危険物規

制令第九條第一項第四号から第七号まで又は第

二十一号に定める技術上の基準に適合しないも

の構造及び設備に係る技術上の基準について、こ

れらの規定は、当該製造所が前項各号に掲げる基準のすべてに適合している場合に限り、適用しない。

三 新規対象の製造所の危険物を取り扱うタンクで、この政令の施行の際現に存するもののうち、危険物規制令第一條第三項の規定の改正により定める技

術上の基準に適合しないこととなるものの構造

及び設備に係る技術上の基準については、当該

各号に掲げる規定にかかわらず、当該各号に掲げる規定の区分に応じ当該各号に定める技術

上の基準について、当該各号に掲げる規定に

適合しないものの構造及び設備に係る技術

上の基準については、当該各号に掲げる規定に

適合しないものとされる危険物規制令第一

項第二十号イにおいてその例によるものとされる危険物規制令第一項第二十号イにおける規定の区分に応じ当該各号に定める規

定に定める場合に限り、適用しない。

一 危険物規制令第九條第一項第二十号イにお

いてその例によるものとされる危険物規制令

第一項第四号、第六号、第七号の二号に掲げる規定の区分に応じ当該各号に定める規

定に定める場合に限り、適用しない。

4 この政令の施行の際現に法第十一條第一項の規定により許可を受けて設置されている製造所の場合に限り、なお従前の例による。

5 既設の製造所の危険物を取り扱うタンクで、この政令の施行の際現に存するもののうち、危険物規制令第一項第二号に定める技術上の基準に適合しないこととなるものの位置に係る技術上の基準については、同号の規定にかかわらず、当該製造所が第一項第五号に掲げる基準に適合している場合に限り、なお従前の

例による。

6 新規対象の製造所のうち、危険物規制令第九

条第一項第一号に定める技術上の基準に適合しないものの位置に係る技術上の基準について、当該タンクが附則第八号第一号に掲げる基準に適合している場合

に、当該タンクが附則第七号第一項第五号に掲げる基準に適合する。

7 第十二条第一項第五号、第十号又は第十号の二号に掲げる基準に適合する。

8 第十二条第一項第五号に掲げる基準に適合する場合に、当該タンクが附則第七号第一項第五号に掲げる基準に適合する。

9 第十二条第一項第五号に掲げる基準に適合する場合に、当該タンクが附則第七号第一項第五号に掲げる基準に適合する。

10 第十二条第一項第五号に掲げる基準に適合する場合に、当該タンクが附則第七号第一項第五号に掲げる基準に適合する。

11 第十二条第一項第五号に掲げる基準に適合する場合に、当該タンクが附則第七号第一項第五号に掲げる基準に適合する。

12 第十二条第一項第五号に掲げる基準に適合する場合に、当該タンクが附則第七号第一項第五号に掲げる基準に適合する。

13 第十二条第一項第五号に掲げる基準に適合する場合に、当該タンクが附則第七号第一項第五号に掲げる基準に適合する。

14 第十二条第一項第五号に掲げる基準に適合する場合に、当該タンクが附則第七号第一項第五号に掲げる基準に適合する。

15 第十二条第一項第五号に掲げる基準に適合する場合に、当該タンクが附則第七号第一項第五号に掲げる基準に適合する。

16 第十二条第一項第五号に掲げる基準に適合する場合に、当該タンクが附則第七号第一項第五号に掲げる基準に適合する。

17 第十二条第一項第五号に掲げる基準に適合する場合に、当該タンクが附則第七号第一項第五号に掲げる基準に適合する。

18 第十二条第一項第五号に掲げる基準に適合する場合に、当該タンクが附則第七号第一項第五号に掲げる基準に適合する。

19 第十二条第一項第五号に掲げる基準に適合する場合に、当該タンクが附則第七号第一項第五号に掲げる基準に適合する。

20 第十二条第一項第五号に掲げる基準に適合する場合に、当該タンクが附則第七号第一項第五号に掲げる基準に適合する。

21 第十二条第一項第五号に掲げる基準に適合する場合に、当該タンクが附則第七号第一項第五号に掲げる基準に適合する。

22 第十二条第一項第五号に掲げる基準に適合する場合に、当該タンクが附則第七号第一項第五号に掲げる基準に適合する。

23 第十二条第一項第五号に掲げる基準に適合する場合に、当該タンクが附則第七号第一項第五号に掲げる基準に適合する。

24 第十二条第一項第五号に掲げる基準に適合する場合に、当該タンクが附則第七号第一項第五号に掲げる基準に適合する。

25 第十二条第一項第五号に掲げる基準に適合する場合に、当該タンクが附則第七号第一項第五号に掲げる基準に適合する。

26 第十二条第一項第五号に掲げる基準に適合する場合に、当該タンクが附則第七号第一項第五号に掲げる基準に適合する。

27 第十二条第一項第五号に掲げる基準に適合する場合に、当該タンクが附則第七号第一項第五号に掲げる基準に適合する。

28 第十二条第一項第五号に掲げる基準に適合する場合に、当該タンクが附則第七号第一項第五号に掲げる基準に適合する。

29 第十二条第一項第五号に掲げる基準に適合する場合に、当該タンクが附則第七号第一項第五号に掲げる基準に適合する。

30 第十二条第一項第五号に掲げる基準に適合する場合に、当該タンクが附則第七号第一項第五号に掲げる基準に適合する。

31 第十二条第一項第五号に掲げる基準に適合する場合に、当該タンクが附則第七号第一項第五号に掲げる基準に適合する。

32 第十二条第一項第五号に掲げる基準に適合する場合に、当該タンクが附則第七号第一項第五号に掲げる基準に適合する。

33 第十二条第一項第五号に掲げる基準に適合する場合に、当該タンクが附則第七号第一項第五号に掲げる基準に適合する。

34 第十二条第一項第五号に掲げる基準に適合する場合に、当該タンクが附則第七号第一項第五号に掲げる基準に適合する。

35 第十二条第一項第五号に掲げる基準に適合する場合に、当該タンクが附則第七号第一項第五号に掲げる基準に適合する。

36 第十二条第一項第五号に掲げる基準に適合する場合に、当該タンクが附則第七号第一項第五号に掲げる基準に適合する。

37 第十二条第一項第五号に掲げる基準に適合する場合に、当該タンクが附則第七号第一項第五号に掲げる基準に適合する。

38 第十二条第一項第五号に掲げる基準に適合する場合に、当該タンクが附則第七号第一項第五号に掲げる基準に適合する。

39 第十二条第一項第五号に掲げる基準に適合する場合に、当該タンクが附則第七号第一項第五号に掲げる基準に適合する。

一項の規定により危険物規制令第二条第一号の屋内貯蔵所として許可を受けなければならないこととなるもの（以下この条において「新規対象の屋内貯蔵所」という。）のうち、危険物規制令第十条第一項第二号又は第三項第一号に定める技術上の基準に適合しないものの位置による技術上の基準については、これらの規定は、当該屋内貯蔵所が次に掲げる基準のすべてに適合している場合に限り、適用しない。

一 当該屋内貯蔵所の貯蔵倉庫又は建築物の当該屋内貯蔵所の用に供する部分（次号において「貯蔵倉庫等」という。）の壁、柱、床及び天井（天井がない場合には、はり及び屋根又は上階の床。以下この号において同じ。）が不燃材料で造られ、又は当該壁、柱、床及び天井の室内に面する部分が不燃材料で覆われていること。

二 貯蔵倉庫等の開口部に、防火設備が設けられていること。

三 当該屋内貯蔵所に係る指定数量の倍数が、施行日における指定数量の倍数を超えないこと。

2 新規対象の屋内貯蔵所の構造で、この政令の施行の際現に存するもののうち、危険物規制令第十条第一項第四号（軒高に係る部分に限る。）に定める技術上の基準に適合しないもの（軒高が二十メートル未満のものに限る。）又は同項第五号から第八号まで若しくは同条第三項第二号から第六号までに定める技術上の基準に適合しないものの構造に係る技術上の基準についていは、これらの規定は、当該屋内貯蔵所が前項各号に掲げる基準のすべてに適合している場合に限り、適用しない。

3 この政令の施行の際現に法第十二条第一項の規定により危険物規制令第二条第一号の屋内貯蔵所として許可を受けて設置されているもの（以下この条において「既設の屋内貯蔵所」という。）のうち、この政令による危険物規制令第一条第三項の規定の改正により危険物規制令第十条第一項第二号（同条第二項においてその例によるものとされる場合を含む。）に定める技術上の基準に適合しないこととなるものの位置に係る技術上の基準については、同号の規定にかかわらず、当該屋内貯蔵所が第一項第三号に掲げる基準に適合している場合に限り、なお従前の例による。

5 險物規制令第一條第三項の規定の改正により危険物規制令第十条第一項第四号（軒高に係る部分に限る。）に定める技術上の基準に適合しないことなるものの構造に係る技術上の基準については、これらの一項の規定にかかるわらず、当該屋内貯蔵所が第一項第三号に掲げる基準に適合している場合に限り、なお従前の例による。

6 既設の屋内貯蔵所のうち、危険物の規制に関する政令等の一部を改正する政令（昭和六十三年政令第三百五十八号）附則第三条第十項の規定により危険物規制令第十条第二項に規定する屋内貯蔵所とみなされていたものは、この政令の施行の際現に貯蔵し、又は取り扱っている危険物に係る品名の危険物のみを貯蔵し、又は取り扱い、かつ、第一項第三号に掲げる基準に適合するものに限り、危険物規制令第十条第二項の屋内貯蔵所とみなして、同項及び前二項の規定を適用する。

7 既設の屋内貯蔵所で、危険物規制令第十条第三項に規定する屋内貯蔵所のうち、この政令による危険物規制令第一條第三項の規定の改正により危険物規制令第十条第三項に規定する屋内貯蔵所に該当しないことなるものは、この政令の施行の際現に貯蔵し、又は取り扱っている危険物に係る品名の危険物のみを貯蔵し、又は取り扱い、かつ、第一項第三号に掲げる基準に適合するものに限り、危険物規制令第十条第三項の屋内貯蔵所とみなして、同項の規定を適用する。

第七条 新規対象の屋内貯蔵所のうち、危険物規制令第十条第一項第一号に定める技術上の基準に適合しないものの位置に係る技術上の基準については、同号の規定は、施行日から平成二十四年二月二十九日までの間は、適用しない。

（屋外タンク貯蔵所の基準に関する経過措置）

は第二号に定める技術上の基準に適合しないものの位置に係る技術上の基準については、これらの規定は当該屋外タンク貯蔵所が次に掲げる基準のすべてに適合している場合に限り、適用しない。

一 当該屋外タンク貯蔵所の屋外貯蔵タンク（危険物を移送するための配管その他これに準ずる工作物を除く。）の周囲に、一メートル以上の幅の空地を保有し、又は不燃材料で造った防火上有効な塀が設けられていること。

二 当該屋外タンク貯蔵所の屋外貯蔵タンクが、鋼板その他の金属板で造られ、かつ、漏れない構造であること。

三 当該屋外タンク貯蔵所の危険物を取り扱う配管が、その設置される条件及び使用される状況に照らして、十分な強度を有し、かつ、漏れない構造であること。

四 当該屋外タンク貯蔵所に係る指定数量の倍数が、施行日における指定数量の倍数を超えないこと。

新規対象の屋外タンク貯蔵所の構造及び設備で、この政令の施行の際現に存するものの中、危険物規制令第十一条第一項第四号、第六号、第七号の二、第十号の二イ若しくはロ又は第十一号から第十二号までに定める技術上の基準に適合しないものの構造及び設備に係る技術上の基準については、これらの規定は、当該屋外タンク貯蔵所が前項各号に掲げる基準のすべてに適合している場合に限り、適用しない。

この政令の施行の際現に法第十二条第一項の規定により危険物規制令第二条第二号の屋外タンク貯蔵所として許可を受けて設置されているもの（以下この条において「既設の屋外タンク貯蔵所」という。）のうち、この政令による危険物規制令第一条第三項の規定の改正により危険物規制令第十二条第一項第二号に定める技術上の基準に適合しないこととなるものの位置に係る技術上の基準については、同号の規定にかかるわらず、当該屋外タンク貯蔵所が第一項第四号に掲げる基準に適合している場合に限り、なお従前の例による。

既設の屋外タンク貯蔵所の設備で、この政令の施行の際現に存するもののうち、この政令による危険物規制令第一条第三項の規定の改正により危険物規制令第十二条第一項第二号に定める技術上の基準に適合するものの位置に係る技術上の基準に適合している場合に限り、又は口に定める技術上の基準に適合している場合に限り、な

となるものの設備に係る技術上の基準については、これらの規定にかかわらず、当該屋外タンク貯蔵所が第一項第四号に掲げる基準に適合している場合に限り、なお従前の例による。

規制令第十一条第一項第一号に定める技術上の基準に適合しないものの位置に係る技術上の基準については、同号の規定は、施行日から平成二十四年二月二十九日までの間は、適用しない。

(屋内タンク貯蔵所の基準に関する経過措置)

第八条 この政令の施行の際現に設置されている貯蔵所で、この政令による危険物規制令第一条第三項の規定の改正により新たに法第十一条第一項の規定により危険物規制令第二条第三号の屋内タンク貯蔵所として許可を受けなければならないこととなるものの構造及び設備で、この政令の施行の際現に存するもののうち、危険物規制令第十二条第一項第一号、第二号、第四号、第五号、第十号から第十一号まで又は第十二号から第十四号までに定める技術上の基準に適合しないものの構造及び設備に係る技術上の基準については、これららの規定は、当該屋内タンク貯蔵所が次に掲げる基準のすべてに適合している場合に限り、適用しない。

一 当該屋内タンク貯蔵所の屋内貯蔵タンクが、鋼板その他の金属板で造られ、かつ、漏れない構造であること。

二 当該屋内タンク貯蔵所の危险物を取り扱う配管が、その設置される条件及び使用される状況に照らして、十分な強度を有し、かつ、漏れない構造であること。

三 当該屋内タンク貯蔵所のタンク専用室の壁、柱、床及び天井(天井がない場合には、はり及び屋根又は上階の床。以下この号において同じ。)が不燃材料で造られ、又は当該壁、柱、床及び天井の室内に面する部分が不燃材料で覆われていること。

四 前号のタンク専用室の開口部に、防火設備が設けられていること。

五 当該屋内タンク貯蔵所に係る指定数量の倍数が、施行日における指定数量の倍数を超えないこと。

この政令の施行の際現に法第十二条第一項の規定により危険物規制令第二条第三号の屋内タンク貯蔵所として許可を受けて設置されているものの(以下この条において「既設の屋内タンク貯蔵所」といいます)は、これらの規定にかかわらず、当該屋外タンク貯蔵所に係る指定数量の倍数を超えないこと。

一 当該製造所が第一項第四号及び第五号に掲げる基準に適合すること。

二 当該タンクが、鋼板その他の金属板で造られ、かつ、漏れない構造であること。

既設の製造所の危険物を取り扱う保管で、この政令の施行の際現に存するもののうち、この政令による危険物規制令第一項の規定の改正により新令第九条第一項第二十一号に定めた技術上の基準に適合しないこととなるものの構造及び設備に係る技術上の基準については、同号の規定にかかわらず、当該製造所が第一項第四号及び第五号に掲げる基準に適合している場合に限り、なお前前の例による。

新規対象の製造所のうち、新令第九条第一項第一号に定める技術上の基準に適合しないもの的位置に係る技術上の基準については、同号の規定は、施行日から平成二十五年十二月三十一日までの間は、適用しない。

この政令の施行の際現に法第十一条第一項の規定により新令第三条第四号の一般取扱所として許可を受けている取扱所のうち、この政令による危険物規制令第一条第一項の規定の改正により新たに法第十条第一項の製造所に該当することとなるものは、同項の製造所として許可を受けたものとみなす。

第六条 この政令の施行の際現に設置されている貯蔵所で、この政令による危険物規制令第一項の規定の改正により新たに法第十一条第一項の規定により新令第二条第一号の屋内貯蔵所の位置、構造及び設備に係る技術上の基準について準用する。

(屋内貯蔵所の基準に関する経過措置)

第七条 新規対象の屋内貯蔵所のうち、新令第十条第一号に定める技術上の基準に適合しないもの的位置に係る技術上の基準については、同号の規定は、施行日から平成二十五年十二月三十一日までの間は、適用しない。

この政令の施行の際現に設置されている取扱所で、この政令による危険物規制令第一条第一項の規定により新令第三条第二号イの第一種販売取扱所として許可を受けなければならないこととなるもの(以下この条において「新規対象の第一種販売取扱所」という)の構造で、この政令の施行の際現に存するもののうち、新令第十九条第三号から第五号までに定める技術上の基準に適合しないものの構造については、これららの規定は、当該新規対象の第一種販売取扱所が次に掲げる基準の全てに適合している場合に限り、適用しない。

当該第二種販売取扱所が第一項各号に掲げる基準の全てに適合している場合に限り、適用しない。

当該第二種販売取扱所が第一項各号に掲げる基準の全てに適合すること。

二 当該第二種販売取扱所の危険物を配合する室の出入口に防火設備が設けられていること。

三 建築物の当該第二種販売取扱所の用に供する部分の窓に防火設備が設けられていること。

第八条 附則第五条第一項から第六項までの規定は、七項の規定は、この政令の施行の際現に設置されている取扱所で、この政令による危険物規制令第一条第一項の規定の改正により新たに法第十八条第一項第三号から第五号までに定める技術上の基準に適合しないものの構造に係る技術上の基準については、これらの規定は、当該新規対象の第二種販売取扱所が次に掲げる基準の全てに適合している場合に限り、適用しない。

当該第二種販売取扱所が第一項各号に掲げる基準の全てに適合すること。

二 当該第二種販売取扱所の危険物を配合する室の出入口に防火設備が設けられていること。

三 建築物の当該第二種販売取扱所の用に供する部分の窓に防火設備が設けられていること。

第九条 この政令の施行の際現に設置されている貯蔵所、貯蔵所又は取扱所で、この政令による危険物規制令第一条第一項の規定の改正により新たに法第十一条第一項の規定により新令第三条第二号イの第一種販売取扱所として許可を受けている取扱所のうち、この政令による危険物規制令第一条第一項の規定の改正により同号に規定する第一種販売取扱所に該当しないこととなるものは、この政令の施行の際現に貯蔵し、又は取り扱っている取扱所として許可を受けている取扱所のうち、この政令による危険物規制令第一条第一項の規定により新令第三条第二号ロの第二種販売取扱所として許可を受けなければならないこととなるもの(以下この条において「新規対象の第二種販売取扱所」といいう)の構造で、この政令の施行の際現に存するもののうち、新令第十八条第一項第一種販売取扱所の構造で、この政令による危険物規制令第一条第一項の規定の改正により新たに法第十九条第三号から第五号までに定める技術上の基準に適合しないものの構造については、これららの規定は、当該新規対象の第二種販売取扱所が次に掲げる基準の全てに適合している場合に限り、適用しない。

当該建築物の当該取扱所の用に供する部分の壁、柱、床及び天井(天井がない場合は、はり及び屋根又は上階の床。以下この号において同じ。)は、不燃材料で造られ、又は当該壁、柱、床及び天井の室内に面する部分が不燃材料で覆われていること。

二 当該取扱所に係る指定数量の倍数が、施行日における指定数量の倍数を超えないこと。

新規対象の第一種販売取扱所の構造で、この政令の施行の際現に存するもののうち、新令第二条第一項第二号に掲げる基準に適合するものに限る。

二 当該取扱所に係る指定数量の倍数が、施行日における指定数量の倍数を超えないこと。

新規対象の第一種販売取扱所の構造で、この政令の施行の際現に存するもののうち、新令第二条第一項第二号に掲げる基準に適合するものに限る。

日における指定数量の倍数を超えないものに限る。)の消火設備で、この政令の施行の際現に存するもののうち、この政令による危険物規制令第一項第一号に定める技術上の基準に適合しないこととなるものに係る消火設備の技術上の基準については、同号の規定にかかわらず、施行日から平成二十五年十二月三十一日までの間は、なお従前の例による。

(浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所に関する経過措置)

第十一条 この政令の施行の際現に法第十一条第一項の規定により許可を受けた設置されている新令第十二条第二項に規定する屋外タンク貯蔵所(以下この条において「既設の浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」という。)の構造及び設備の外タンク貯蔵所が次に掲げる全ての要件を満たす場合に限り、適用しない。

うち、同項第一号に定める技術上の基準に適合しないものの構造及び設備に係る技術上の基準については、同号の規定は、当該既設の浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所が次に掲げる全ての要件を満たす場合に限り、適用しない。

一次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

イ 浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンク内に不活性ガスを充填して危険物を貯蔵し、又は取り扱うこと。

ロ 浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクに、当該タンク内に滞留した可燃性の蒸気を検知するための設備を設けていること。

四十度以上であること。

二 浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクに、当該既設の浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の構造及び設備のうち、新令第十二条第二項第一号(前項の規定の適用を受ける場合を除く。)及び同条第二項第二号から第四号までに定める技術上の基準に適合しないものの構造及び設備に係る技術上の基準については、これらの規定にかかるわらず、令和六年三月三十一日(当該日までの間に、その所有者、管理者又は占有者が、危険物の貯蔵及び取扱い(総務省令で定めるものを除く。以下この項において同じ。)を休止し、かつ、その旨の確認を総務省令で定めるところにより市町村長等から受けた既設の浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所であって、当該日の翌日以後において危険物の貯蔵及び取扱いを当該確認を受けた時から引き続き休止しているものについては、同日の翌日以降において危険物の貯蔵

及び取扱いを再開する日の前日)までの間は、なお従前の例による。

附 則 (令和五年一二月六日政令第三四八号)

(施行期日)

1 この政令は、令和五年一二月二十七日から施行する。ただし、第十二条及び第十七条第一項を加え十六号の改正規定並びに第二十条に一項を加える改正規定は、公布の日の翌日から施行する。

(十八) 前各項に掲げる物質のほか総務省令で定める数量、水又は熱を加えること等により、人体に重大な障害をもたらすガスを発生する等消火活動に重大な支障を生ずる物質で総務省令で定めるもの

、水又は熱を加えること等により、定める数量、人体に重大な障害をもたらすガスを発生する等消火活動に重大な支障を生ずる物質で総務省令で定めるもの

第六類	第五類	第四植物油類	第三石油類	第二石油類	アルコール類
性物質	第一種自己反応	水溶性液体	水溶性液体	非水溶性液体	一、〇〇〇
キログラム	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	一、〇〇〇	四〇〇
三〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇

四 第一種可燃性固体とは、第一条の四第二項の小ガス炎着火試験において試験物品が三秒以内に着火し、かつ、燃焼を継続するものであることをいう。

五 第二種可燃性固体とは、第一種可燃性固体以外のものであることをいう。

六 第一種自然発火性物質及び禁水性物質とは、第一条の五第二項の自然発火性試験において試験物品が発火するもの又は同条第五項の水との反応性試験において発生するガスが発火するものであることをいう。

七 第二種自然発火性物質及び禁水性物質とは、第一条の五第二項の自然発火性試験において試験物品がろ紙を焦がすもの又は同条第五項の水との反応性試験において発生するガスが着火するものであることをいう。

五	第一種可燃性固体とは、第一種可燃性固体以外のものであることをいう。
六	第一種自然発火性物質及び禁水性物質とは、第一条の五第二項の自然発火性試験において試験物品がろ紙を焦がすもの又は同条第五項の水との反応性試験において発生するガスが発火するものであることをいう。
七	第二種自然発火性物質及び禁水性物質とは、第一条の五第二項の自然発火性試験において試験物品がろ紙を焦がすもの又は同条第五項の水との反応性試験において発生するガスが着火するもので、第一種自然発火性物質及び禁水性物質以外のものであることをいう。
八	第三種自然発火性物質及び禁水性物質とは、第一種自然発火性物質及び禁水性物質又は第二種自然発火性物質及び禁水性物質以外のものであることをいう。
九	非水溶性液体とは、水溶性液体以外のものであることをいう。
十	水溶性液体とは、一気圧において、温度二十度で同容量の純水と緩やかにかき混ぜた場合に、流動がおさまつた後も当該混合液が均一な外観を維持するものであることをいう。
十一	第一種自己反応性物質とは、孔径が九ミリメートルのオリフィス板を用いて行う第一条の七第五項の圧力容器試験において破裂板が破裂するものであることをいう。
十二	第二種自己反応性物質とは、第一種自己反応性物質以外のものであることをいう。
別表第四（第一条の十二関係）	
品名	数量
綿花類	キログラム
わら類	二〇〇
糸類	一、〇〇〇
木毛及びかんなくず	四〇〇
ぼろ及び紙くず	一、〇〇〇
再生資源燃料	一、〇〇〇
可燃性固体類	三、〇〇〇
石炭・木炭類	一〇、〇〇〇
可燃性液体類	立方メートル

備考	木材加工品及び木くず	合成樹脂類
	発泡させたもの	その他のもの
一 綿花類とは、不燃性又は難燃性でない綿状又はトップ状の纖維及び麻系原料をいう。	一〇	一〇
二 ぼろ及び紙くずは、不燃性又は難燃性でないもの（動植物油がしみ込んでいる布又は紙及びこれらの製品を含む。）をいう。	一一〇	一一〇
三 糸類とは、不燃性又は難燃性でない糸（糸くずを含む。）及び繭をいう。	一一〇	一一〇
四 わら類とは、乾燥わら、乾燥藷及びこれらの製品並びに干し草をいう。	一一〇	一一〇
五 再生資源燃料とは、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第二条第四項に規定する再生資源を原材料とする燃料をいう。	一一〇	一一〇
六 可燃性固体類とは、固体で、次のイ、ハ又はニのいずれかに該当するもの（一気圧において、温度二〇度を超えて四十度以下の間ににおいて液状となるもので、次のロ、ハ又はニのいずれかに該当するものを含む。）をいう。	一一〇	一一〇
イ 引火点が四十度以上一百〇度未満のもの	一一〇	一一〇
ロ 引火点が七十度以上一百〇度未満のもの	一一〇	一一〇
ハ 引火点が一百〇度以上二百〇度未満で、かつ、燃焼熱量が三四キログラム未満のもの	一一〇	一一〇
七 石炭・木炭類には、コークス、粉状の石炭が水に懸濁しているもの、豆炭、練炭、石油コークス、活性炭及びこれらに類するものを含む。	一一〇	一一〇
八 可燃性液体類とは、法別表第一備考第十四号の総務省令で定める物品で液体であるもの、同表備考第十五号及び第十六号の総務省令で定める物品で一気圧において温度二〇度で液状であるもの並びに引火性液体の性状を有する物品（一気圧において、温度二〇度で液状であるものに限る。）で一気圧において引火点が二十五度以上のものをいう。	一一〇	一一〇
九 合成樹脂類とは、不燃性又は難燃性でない固体の合成樹脂製品、合成樹脂半製品、原料合成	一一〇	一一〇

種 第	栓 屋 設 備 消 又 火	○	物 作 工 の 他 の そ 物 築 建			対 象 物 の 区 分	別 表 第 五 (第二十条関係)
			備 設 気 電	物 危 類 第	危 二 險 類		
		○	の も る す 有 含 を れ こ は 又 物 化 酸 過 の 属 金 リ カ ル ア	物 危 類 第	物 の 第		樹脂及び合成樹脂（不燃性又は難燃性でないゴム製品、ゴム半製品、原料ゴム及びゴムを含む。）をいい、合成樹脂の繊維、布、紙及び糸並びにこれらのぼろ及びくずを除く。
		○	物 危 類 一 第 の 他 の そ				
		○	の も る す 有 含 を か れ ず い の ら れ こ は 又 ム ウ シ ネ グ マ は く し 若 粉 属 金 、 粉 鉄	物 危 類 第	危 二 險 類		
		○	体 固 性 火 引				
		○	物 危 類 二 第 の 他 の そ				
		○	品 物 性 水 禁	物 危 類 第			
		○	物 危 類 三 第 の 他 の そ	物 危 類 第	危 二 險 類		
		○	物 危 類 四 第				
		○	物 危 類 五 第				
		○	物 危 類 六 第				

二　○印は、対象物の区分の欄に掲げる建築物その他の工作物、電気設備及び第一類から第六類までの危険物に、当該各項に掲げる第一種から第五種までの消防設備がそれぞれ適応するものであることを示す。

三　消防器は、第四種の消防設備については大型のものをいい、第五種の消防設備については小型のものをいう。

四　りん酸塩類等とは、りん酸塩類、硫酸塩類その他防炎性を有する薬剤をいう。

四 炭酸水素塩類等とは、炭酸水素塩類及び炭酸水素塩類と尿素との反応生成物をいう。